

# 紫波町地域福祉活動計画

《計画期間：平成30年度(2018)～平成34年度(2022)》



平成30年3月

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

## ごあいさつ



日頃から、紫波町社会福祉協議会の運営に対して、ご理解、ご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。

「住みなれたまちで、いつまでも自分らしい生活を送りたい」。これは、誰もが願うことだと思います。近年、急速に進む少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などによって、地域の皆さまが抱える生活課題は一段と複雑化しています。このようななか、地域にお住まいの皆さま、行政、専門機関、事業者などが連携し、支援が必要な人を支える「地域福祉」の重要性はよりいっそう高まっております。

皆さまの願いを具体的に実現させていくためにも、地域福祉への関心や意識を高め、地域を構成する誰もが主役となり、「つながり・支え合い・助け合い」の仕組みづくりを押し進めることが重要です。

本計画は、町が策定している「紫波町地域福祉計画」を受け、地域福祉推進という共通目的に向かって福祉活動を実行するための行動計画であります。今後、本計画を広く町民の皆さまにお伝えするとともに、地域の皆さまと連携、協力した取り組みを進めていきます。

地域福祉活動計画をまとめるにあたっては、民生児童委員などを対象にアンケート調査を行い、貴重な提言や意見を寄せてもらいました。また、町と社会福祉協議会との連携、協働によるワークショップを実施し、岩手県社会福祉協議会の指導のもと、幅広い意見を反映することができたと思っています。

紫波町社会福祉協議会は本計画を金科玉条とし役職員一同、町民の皆様の側にあって福祉向上に取り組んで参ります。

この活動計画を策定するにあたり、熱心に審議していただいた活動計画策定委員会の細川恵子委員長はじめ委員の皆さま、アンケート等でご協力をいただいた多くの皆さまに心より感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会

会長 近藤 英一



# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけ ..... 2
- 3 計画の期間 ..... 3
- 4 計画の策定体制 ..... 4

## 第2章 地域福祉に関する町の現状

- 1 人口動態等 ..... 5

## 第3章 計画の基本方向

- 1 基本理念 ..... 11
- 2 計画の基本目標 ..... 12
- 3 活動の基本原則 ..... 14
- 4 計画の体系 ..... 15

## 第4章 実施計画

- 1 地域福祉を担う人づくり ..... 16
- 2 地域福祉を支えるネットワークづくり ..... 20
- 3 充実した福祉サービスの仕組みづくり ..... 23
- 4 暮らしやすい地域のまちづくり ..... 29

## 第5章 社会福祉協議会の基盤強化

- 1 社会福祉協議会の基盤強化 ..... 32

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の周知 ..... 33
- 2 ネットワーク連携による計画推進 ..... 33
- 3 計画の進行管理 ..... 33

## 資 料

- 1 紫波町地域福祉活動計画アンケート集計結果 ..... 34
- 2 紫波町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ..... 51
- 3 紫波町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ..... 53
- 4 紫波町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿 ..... 54
- 5 策定までの流れ ..... 55
- 6 素案へのパブリック・コメント実施要領 ..... 57
- 7 計画に出てくる言葉の解説 ..... 59



## 第1章

# 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化しています。

国では、ニッポン一億総活躍プランで「地域共生社会」を実現するとし、住民に身近な圏域及び市町村域で「我が事・丸ごと」で相談を受け止める包括的な相談支援体制を構築することとしており、平成29年度からは「地域力強化推進事業」が推進されております。また、「我が事・丸ごと」の取組を一体的に進めるため、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法及び社会福祉法の改正が行われ、ますます誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりが、求められています。

このような中、行政はもとより、地域住民や地域の専門機関、事業者など、地域に関わるすべての人が連携して、支援が必要な人を支える仕組みを作る「地域福祉」の重要性がより一層高まっています。

紫波町社会福祉協議会は、これまで社会福祉制度の大きな改革や社会経済情勢が及ぼす地域の生活環境の変化等、地域社会を取り巻くさまざまな福祉の課題解決に向けて取り組んできました。実績を踏まえ、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」の策定に取組み、地域住民の地域福祉への関心や意識を高めるとともに、地域住民や関係団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることが、地域福祉推進の中核的団体としての大きな使命となっています。

以上のことから町民、民間の立場から地域福祉活動をどのように進めていくかを明らかにし、また町で策定している「紫波町地域福祉計画」を受け、行政と町民が役割を分担しながら共に地域福祉活動を展開するため、「紫波町地域福祉活動計画」を策定することとしました。

※地域共生社会……………人と人、人と資源が分野を超えて丸ごとつながり地域をともに創っていく社会です。

※地域力強化推進事業…住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築の支援事業です。

※我が事・丸ごと……………他人事を我が事として捉え自分達で何かできないかと思える意識の働きかけです。



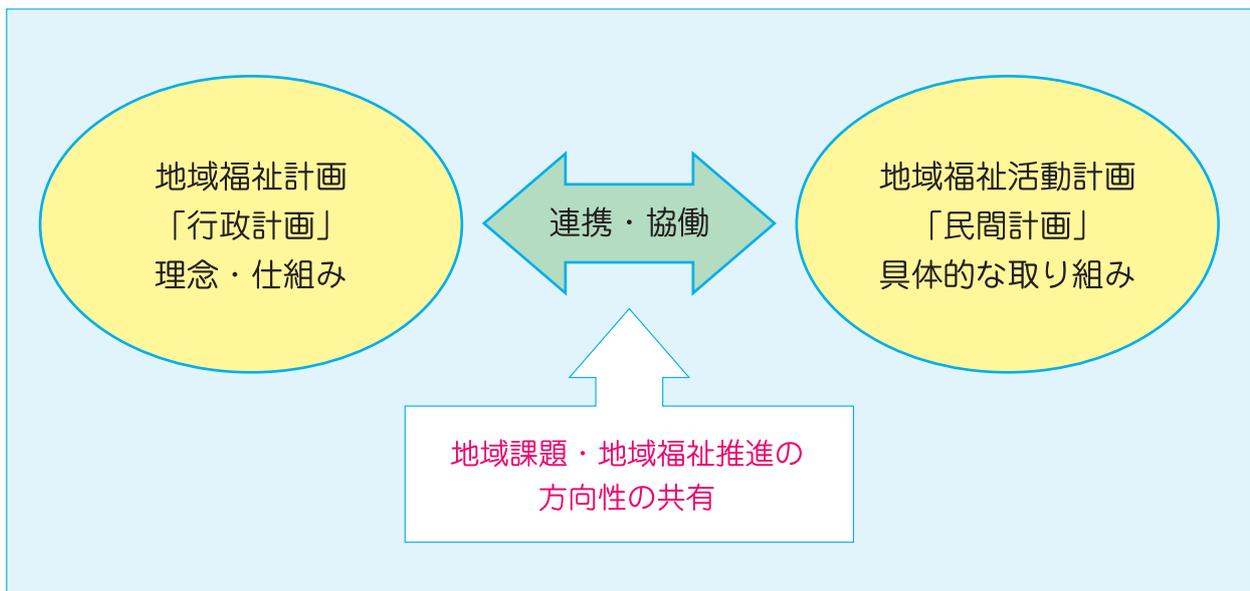
## 2 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、紫波町では平成25年3月に「紫波町地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画は地域福祉推進の方針を示した行政計画であり、「地域福祉活動計画」は紫波町社会福祉協議会が策定する福祉活動を実行するための行動計画（民間計画）です。紫波町と紫波町社会福祉協議会は、連携・協働して地域の課題を把握し、解決していかなければならず、二つの計画の整合性を図ることが重要です。計画としては別々なものですが、紫波町における地域福祉を推進するという目的は同じです。

これら二つの計画を、共通の目的に向かって融合させながら、紫波町における地域福祉を進めていくことができるよう、紫波町と紫波町社会福祉協議会が互いに連携して計画を策定していくことが必要です。

### ● 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係図



※協働…住民活動主体を原則とした各種関係機関・団体・住民等の役割分担により計画的に活動を進める場合に用いられます。

### 3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする5年間の計画としますが、関係法令・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

#### ■ 計画期間

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
見直し	紫波町地域福祉計画（第2期）									
					見直し	（仮）紫波町地域福祉計画（第3期）				
策 定	紫波町地域福祉活動計画（本計画）									
					見直し	（仮）紫波町地域福祉活動計画（第2期）				



## 4

# 計画の策定体制

### (1) 紫波町地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、住民参加により計画を策定する場として、地域の代表者、福祉関係者、民生児童委員、行政機関関係者などの委員からなる「紫波町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

### (2) 紫波町地域福祉活動計画作業委員会

本計画を策定するため、町全域における福祉の現状や課題の把握、今後必要なサービスや将来の展望などについて、社協職員及び町担当課職員で構成された「紫波町地域福祉活動計画作業委員会」を設置し、仕事の振り返りや取組、また分析を行いました。

### (3) 地域福祉活動計画に関するアンケート調査の実施

町民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広くお伺いし、地域福祉活動計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

#### ■ 地域福祉に関するアンケート調査の実施概要

調査対象	・ 20歳以上の町内在住者
抽出方法	・ 住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	・ 郵送配布・郵送回収
調査期間	・ 平成29年9月～10月
回収結果	・ 配布数：1500件、有効回収数：659件（有効回収率：43.9%）

## 第2章 地域福祉に関する町の現状



## 第2章 地域福祉に関する町の現状

### 1 人口動態等

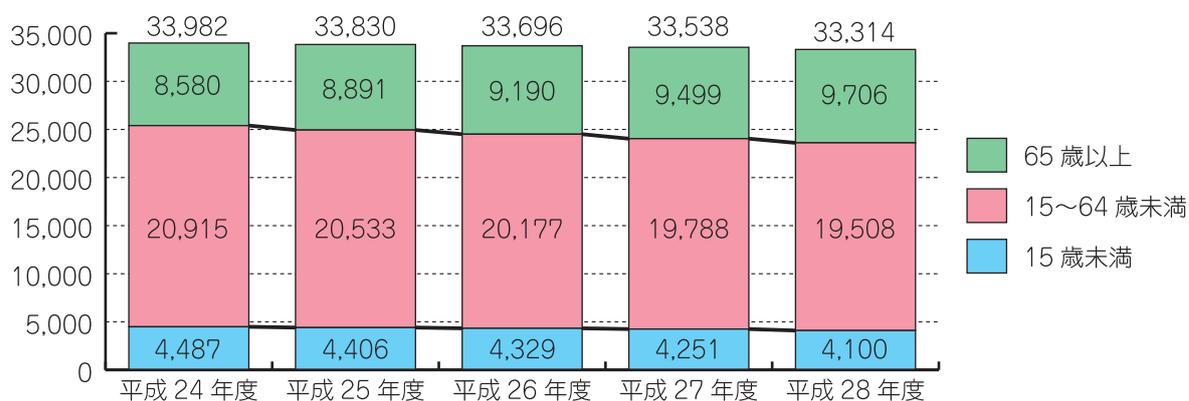
#### (1) 人口推移

紫波町の人口は、減少傾向で推移し、平成29年3月末日現在では、33,314人となっています。

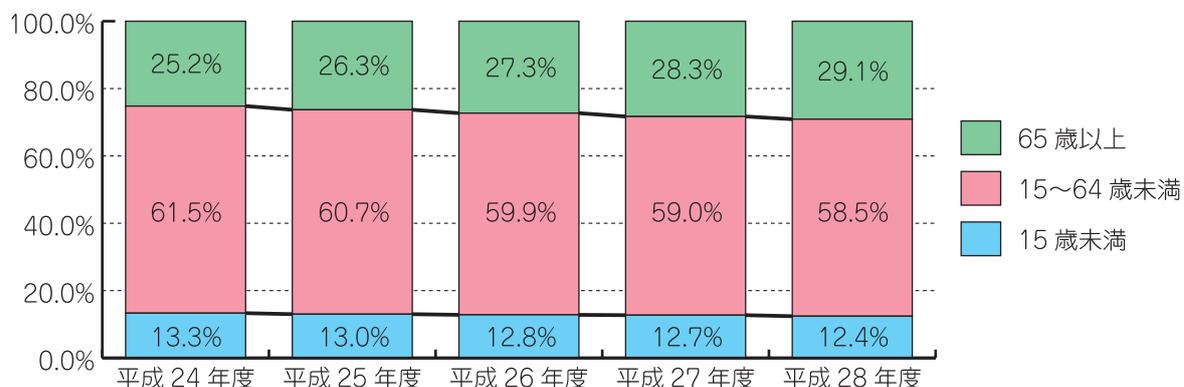
年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

また、年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）の増加が見られ、平成29年3月末日現在では、年少人口割合12.3%、高齢者人口割合29.1%となっています。

■ 年齢3区分別人口



■ 年齢3区分別人口割合



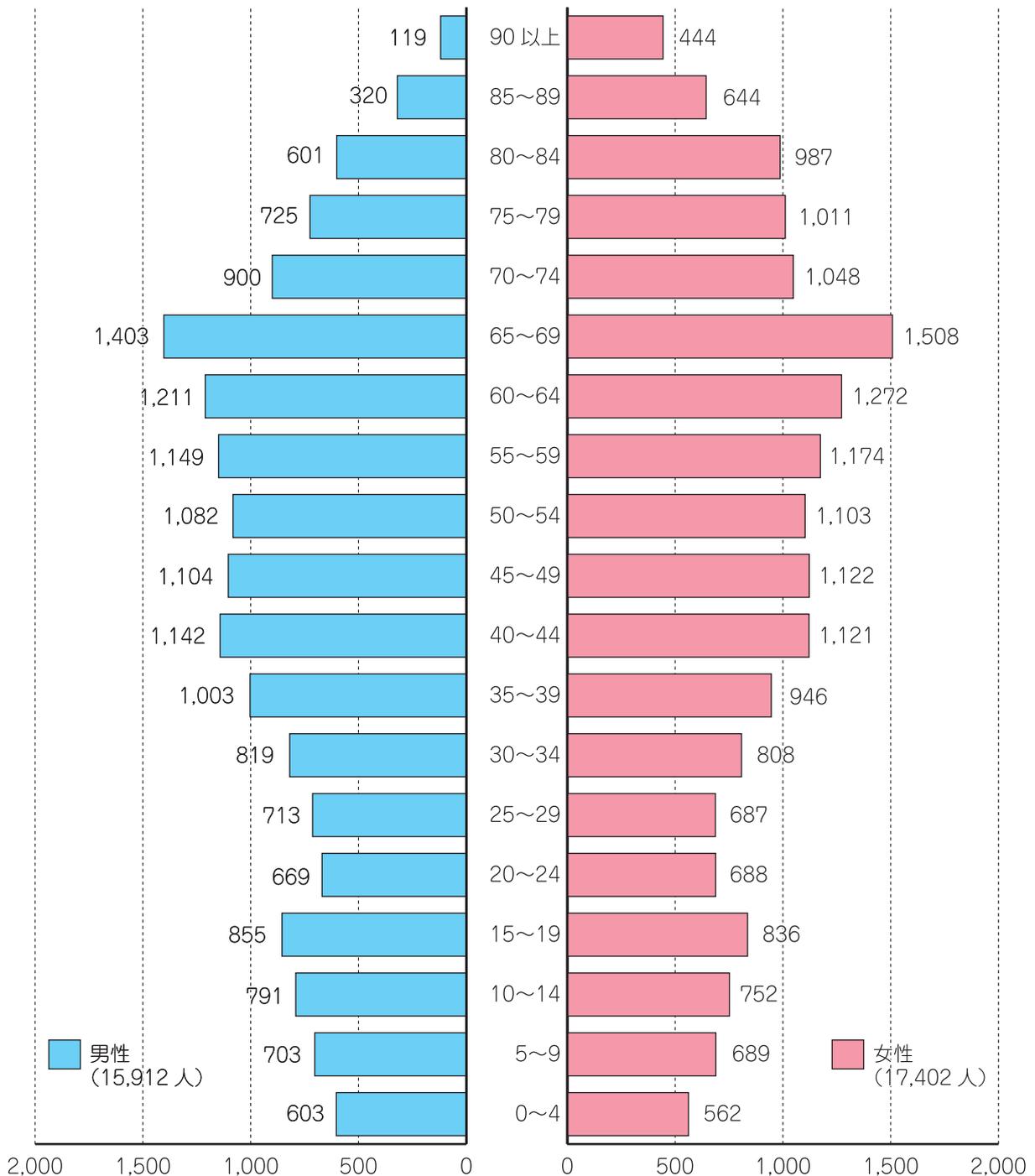
資料：住民基本台帳 各年度末日現在

## (2) 人口ピラミッド

平成29年3月末日現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「壺型」となっています。

加えて、構造的には65歳から69歳の人口が最も多く、今後、高齢者人口の大幅な増加が明確に表れています。

### ■ 人口ピラミッド



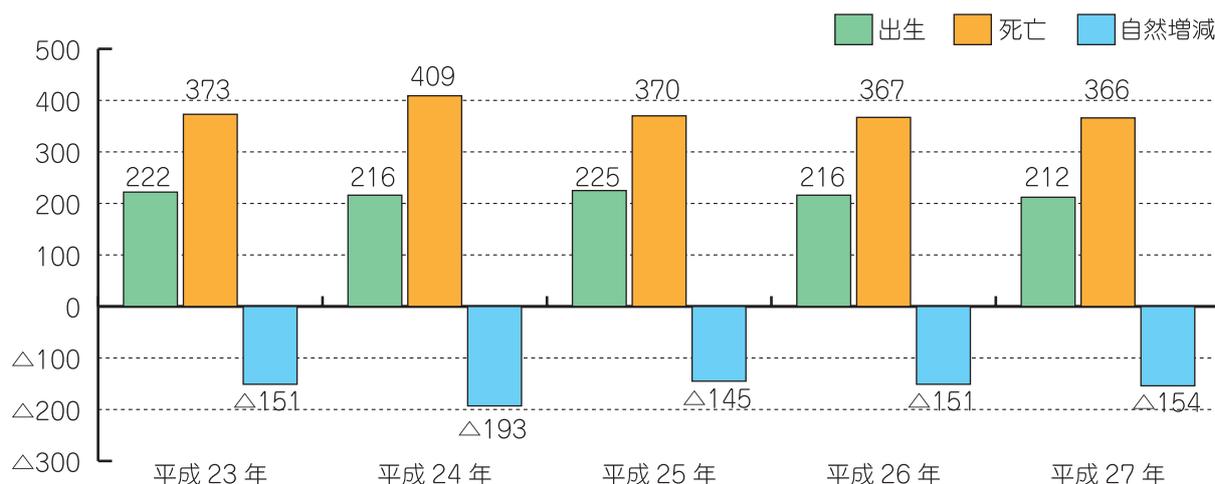
資料：住民基本台帳 3月末日現在

### (3) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成27年ではマイナス154人となっています。

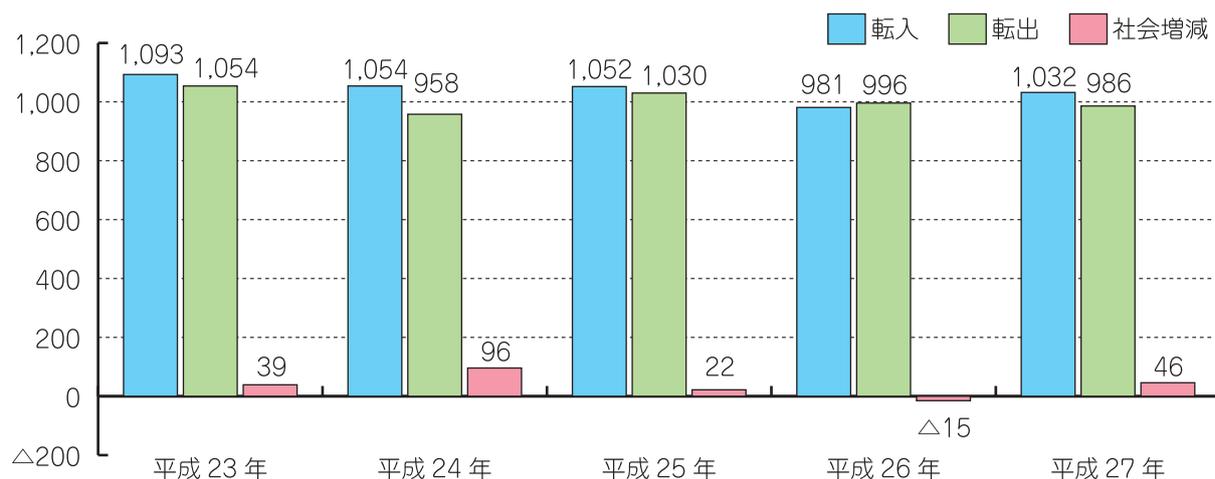
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、平成26年以外は、転入数が転出数を上回り、平成27年では、プラス46人となっています。

#### ■ 自然動態



資料：人口動態統計

#### ■ 社会動態

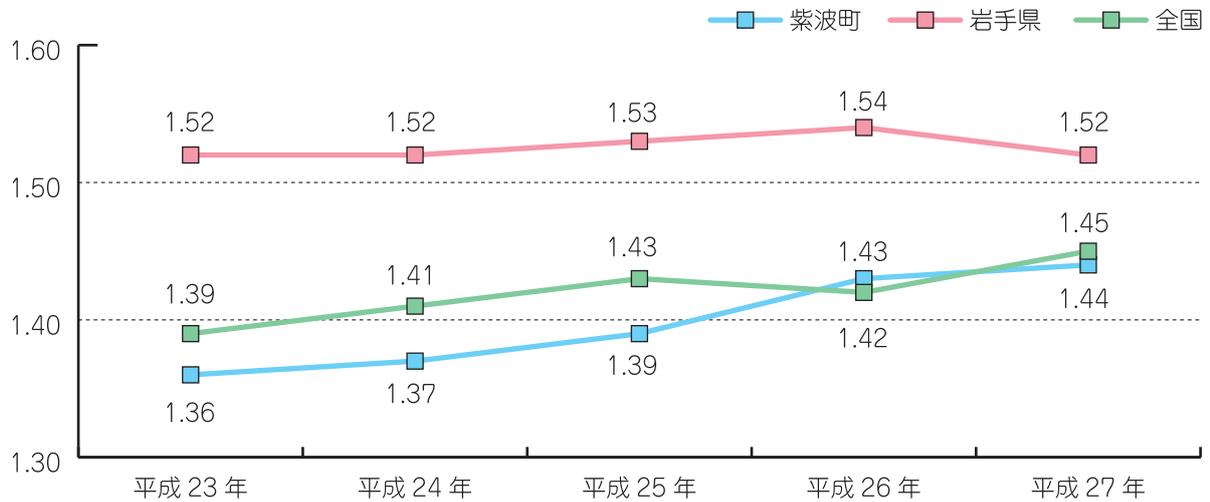


資料：人口動態統計

#### (4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は年々増加しており、平成27年は1.44となっています。

##### ■ 合計特殊出生率



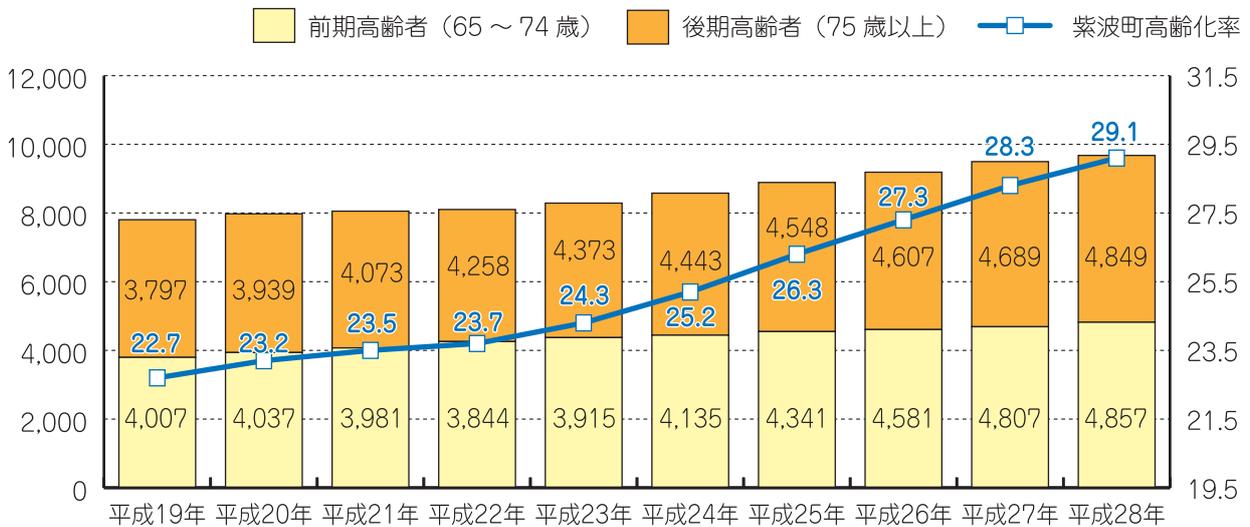
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

資料：岩手県保健福祉年報 各年10月1日現在

#### (5) 高齢者人口と世帯の状況

高齢者人口は年々増加傾向にあり、併せて高齢化率も年々増加しています。

##### ■ 高齢者数と高齢化率

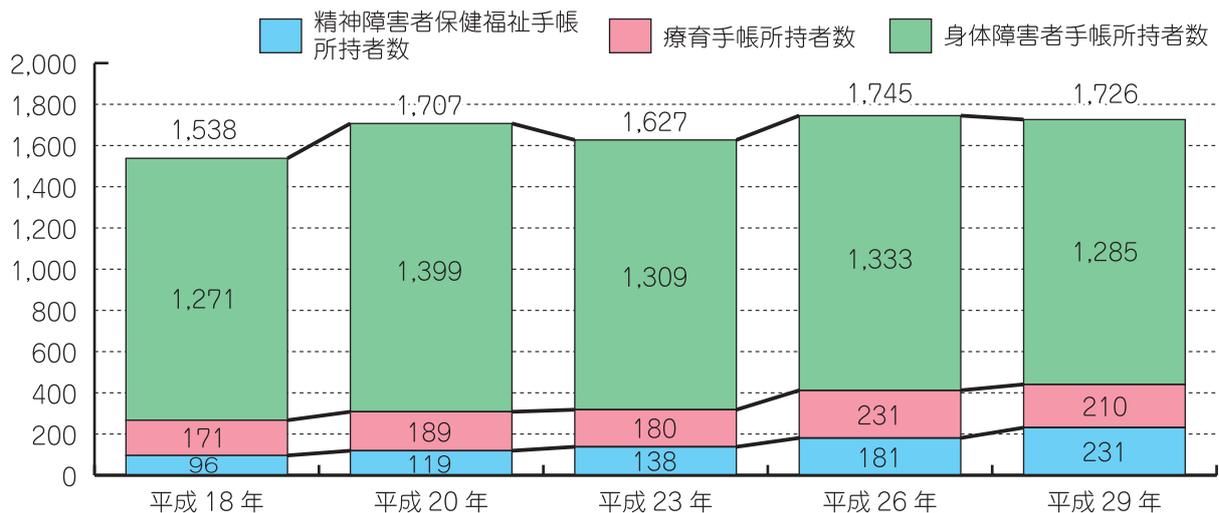


資料：住民基本台帳 各年度末日現在

## (6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳の所持者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類合わせて総数1,726人で、人口の6.7%を占めています。全体での障害者手帳所持者数は若干減少している中で、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

### ■ 障害者手帳所持者の推移

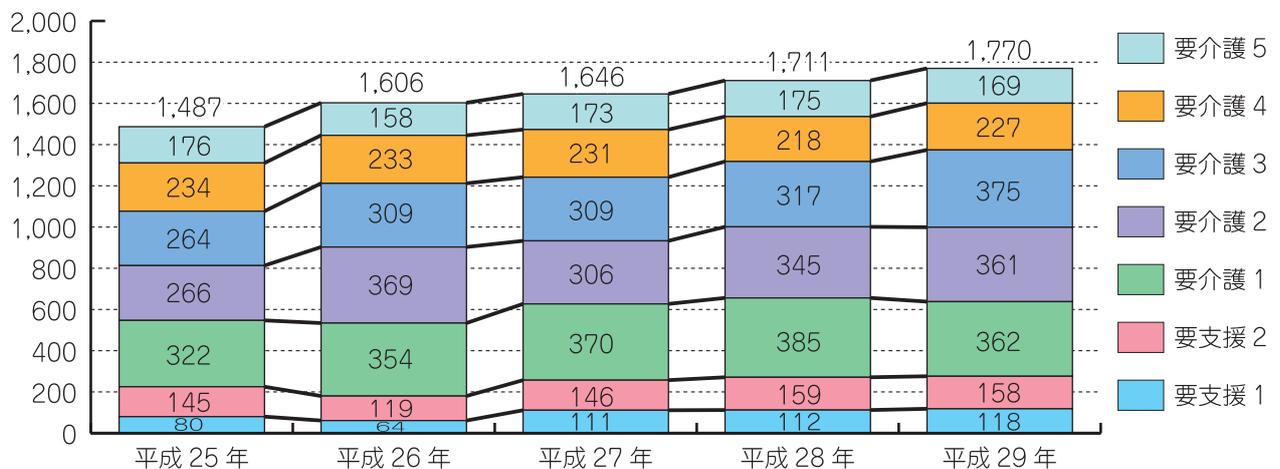


資料：町民福祉課 各年3月末日現在

## (7) 要介護等認定者の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加傾向で推移し、平成29年9月現在の認定者数は1,770人となっています。

### ■ 要介護等認定者の推移



資料：長寿健康課 各年9月末日現在

## (8) 生活保護の状況

生活保護の状況は、保護世帯は増加傾向、保護人員は横ばいで推移しており、平成28年度末では、保護世帯数122世帯、保護人員164人となっています。

### ■ 生活保護の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護世帯数 (世帯)	111	108	118	112	122
保護人員 (人)	163	162	166	162	164

資料：町民福祉課 各年度末日現在



※障害者手帳……………身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称です。

※身体障害者手帳……………身体障害者福祉法に定められた手帳で、健常者と同等の生活をおくるために最低限必要な援助を受けるため、各種制度を利用する際に必要となります。

※療育手帳……………知的障害者福祉法に定められた手帳で、知的障がい児・者が一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けるために必要となります。

※精神障害者保健福祉手帳…精神保健福祉法に定められた手帳です。

※生活保護……………生活に困窮する全ての国民に対しその最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて国が行う保護です。

## 第3章

# 計画の基本方向



## 第3章 計画の基本方向

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、紫波町地域福祉計画と整合性を図り、次のとおりとします。

#### 基本理念

**みんなで助け合い  
誰もが安心して暮らすことができる  
「福祉でまちづくり」**

本計画は、住民主体の理念に基づき、住民一人ひとりが抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題として、他人事ではなく「我が事・丸ごと」として捉え、またみんなで考え、話し合い、活動を計画し、自助・共助・公助の連携を図り解決していこうとするものです。

町民が地域住民としてつながりを持ち、思いやりを持って、共に支え合い助け合うことによって、紫波町における「地域福祉」の充実を目指します。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、「地域福祉を担う人づくり」、「地域福祉を支えるネットワークづくり」、「充実した福祉サービスの仕組みづくり」、「暮らしやすい地域のまちづくり」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

### 1. 地域福祉を担う人づくり

地域福祉に関する意識向上の醸成となる機会を増やすことができ、町民アンケートでも自分が身近にできることとして、「見守りや声掛け」の割合が高くなっています。また、安心して暮らせる住民の地域福祉への関心が高まっており、新たな人材の確保、育成の重要性が増しています。

しかし、地域福祉の担い手となる人材は潜在しており、実際の活動にまでつながっていないことがわかりました。

このことから、地域づくりと一体となって、新たな人材の確保や育成のため、ボランティア活動等の必要性や福祉教育の取組みによる人材育成に力を入れていきます。

### 2. 地域福祉を支えるネットワークづくり

町民アンケートでは、近隣での見守りは必要と感じている方が多く、お互いに地域での支え合いの重要性は高い結果となっています。

しかし、日頃の困りごとを相談する相手がいない、または相談先がわからないという方も多く、ひきこもり等の潜在ニーズを抱えた方が地域の中には少なくないと思われます。

このことから、必要な方に必要な情報が届く仕組み作りに力を入れるとともに、新たに「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、民間及び企業も含めた既存のネットワークを活かしながらより有効なネットワークづくりを行っていきます。

### 3. 充実した福祉サービスの仕組みづくり

総合相談窓口の設置に向け、生活困窮者支援の取組み、コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターとの連携を強化し、一体的かつ横断的に地域の課題を把握するよう努めます。

また、福祉サービスの更なる充実を図るとともに、必要な方に必要なサービスを届けられるよう、本人了解のうえ、情報提供できるような仕組みづくりを行っていきます。

### 4. 暮らしやすい地域のまちづくり

みんなにとってやさしく心地よく過ごせるまちになるためには、子どもからお年寄りまで地域で生活するうえで、環境面の不安解消と、安心して過ごせるまちづくりが必要です。またすべての人が、支援の必要な人を理解することができる地域づくりも併せて必要だと考えます。

そのようなまちを目指すために、福祉でまちづくりを展開していきます。

- ※生活困窮者自立支援法……………多様で複雑な問題について、その相談に応じ必要な情報提供や助言を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律です。
- ※コミュニティソーシャルワーカー…支援を必要としている人や地域に対しての援助をとおして、地域と人を結びつけたり、生活支援や公的支援制度の活動を調整・実践する専門職です。
- ※生活支援コーディネーター……………主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において各種コーディネート機能を果たす役割が期待されています。

### 3 活動の基本原則

地域福祉活動を展開する上で、次の5つの基本的な活動原則を踏まえて、活動を推進します。

#### ① 住民ニーズに立脚した活動

広く住民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

#### ② 住民主体の活動

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

#### ③ 民間組織の特性を生かした活動

社会福祉協議会の民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性をもって活動を進めます。

#### ④ 公私協働の活動

公的・私的（個人を含む民間）・社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体、住民などの協働と役割分担により、計画的かつ総合的に進めます。

#### ⑤ 専門性を生かした活動

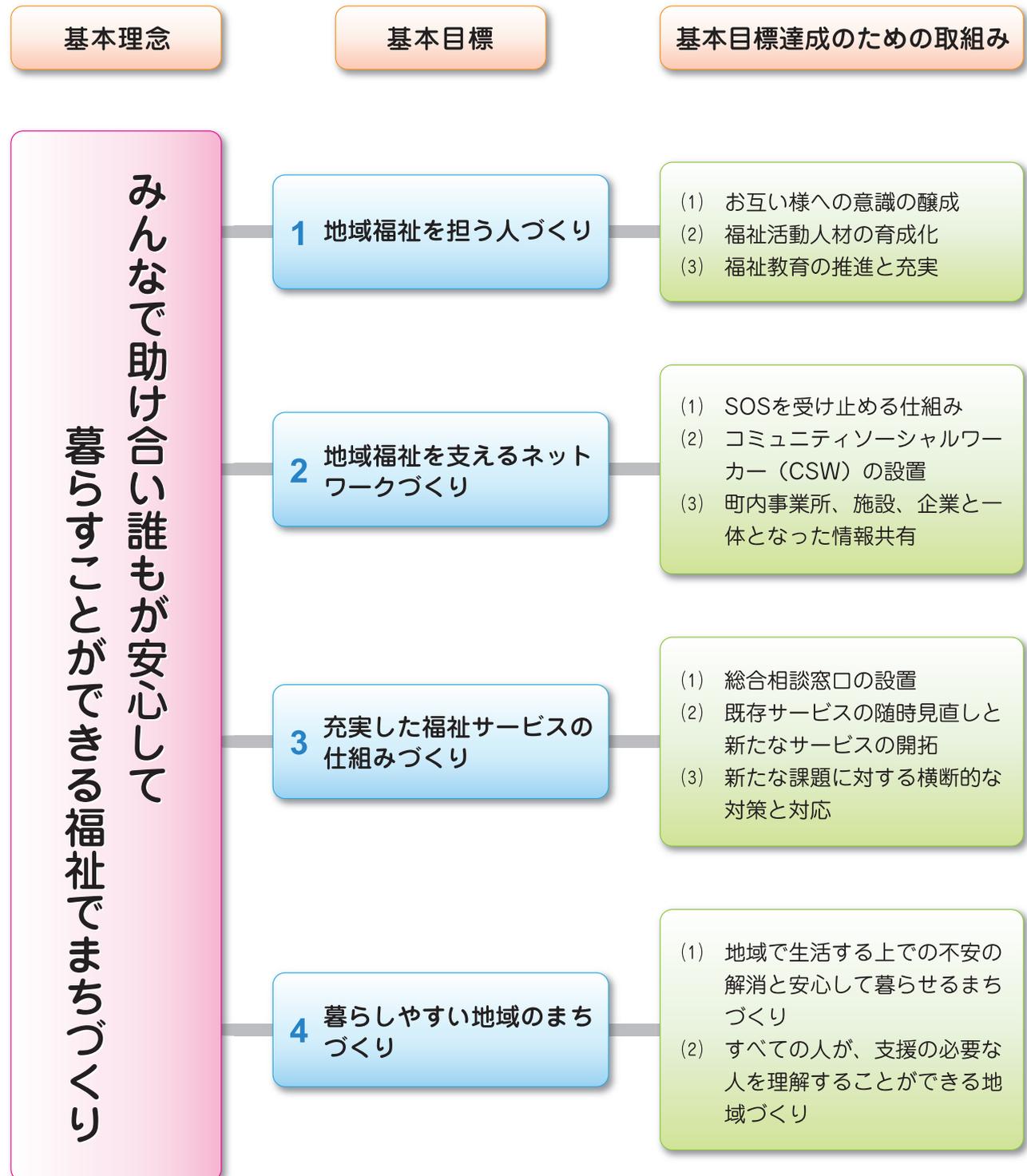
地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画作成などに関する活動を進めます。



## 4

## 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。





## 第4章

# 実施計画



# 第4章 実施計画

## 1 地域福祉を担う人づくり

### (1) お互い様への意識の醸成

地域を支える側、支えられる側どちらの立場でも「お互い様の気持ち」で地域をつくるという意識を醸成する機会をつくる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉に関する意識向上の醸成となる機会と、浸透が不十分</li> <li>●地域福祉懇談会を開催しておらず、意見・要望が十分に把握されていない</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お互いの気持ちを尊重し助け合う意識を醸成し、地域のすべての住民が主役となり、支え合いながら暮らせる地域づくりを推進します</li> <li>●福祉団体等との懇談会を開催し、地域福祉の課題やニーズの把握に努めます</li> <li>●広報編集委員会を新たに立ち上げ、社協だよりやホームページの内容等の充実を図り情報を発信します</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報活動の充実強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「しわ社協だより」の発行回数及び内容を工夫するなど広報活動の充実を努めます【継続】</li> <li>・ホームページにおいて最新の情報を提供するとともに、福祉ニーズの発掘及び地域福祉活動への理解と参加促進をさらに図ります【継続】</li> </ul> </li> <li>●情報共有と福祉課題の掘り起し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域（町民）へ出向いての情報交換会の開催【新規】</li> </ul> </li> </ul>

### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
社協だより発行（継続）	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
地域との情報交換会（新規）	内容検討	年1回	年3回	年3回	年3回

## (2) 福祉活動人材の育成化

地域の諸団体等と連携して、福祉活動に参加する方のすそ野を広げ、またボランティア支援機能を充実させることによって、個人ボランティア、ボランティア団体の育成を図っていく

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の担い手となっただけの人材が潜在しており、活動参加の増加につながっていない</li> <li>●ボランティア等の地域を担う新たな人材の確保、育成の重要性が増している</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動を理解し、日常的な活動と捉えることができるよう工夫しながら講座等を開催します</li> <li>●ボランティア活動者の必要性や重要性を理解していただけるよう広報、ホームページ等で周知を図ります</li> <li>●地域の個々のケースや活動内容に合わせた支援を行い、活動環境の更なる充実に努めます</li> <li>●働きながら地域福祉活動に参加していただけるよう啓発を図ります</li> </ul>
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアコーディネート機能の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題に即した活動が展開され、必要とされる人材を把握し参加できるよう地域担当と連携する仕組みを作ります【見直し】</li> <li>・地域で必要とされる、または行われている活動メニューの作成【継続】</li> </ul> </li> <li>●ボランティア発見講座の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に必要な人材や資源を確保し、地域リーダーを育成するために課題にあった研修会や講座の開催を検討します【新規】</li> <li>・地域で必要とされるプログラムや、住民の「気づき」を生かしたプログラムを企画するための講座の開催を検討します【新規】</li> </ul> </li> <li>●福祉人材リスタート講座の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパーや保育士等の資格があり、結婚や出産等で仕事を一時離職した方で就職を考えている方を対象に、再就職可能にするため講座の開催を検討します【新規】</li> </ul> </li> </ul>

※ボランティアコーディネート…活動したい人と求めている人を結びつける役割を指します。

◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
ボランティア活動センターの強化（見直し）	個人30名	個人40名	個人50名	個人60名	個人70名
	ニーズ調査				
ボランティア発見講座 （新規）	ニーズ調査	内容検討			
福祉人材リスタート講座 （新規）					



《小学校へのお出前講座（キャップハンディ体験）》



《生活支援訪問介護員養成研修》

### (3) 福祉教育の推進と充実活動人材の育成化

これからの地域の担い手となる子どもたちが、地域で豊かに学び育ち、その中で大人も育まれ、学び合い、共に地域への理解と愛着を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりへつなげていく

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化、核家族化が更に進行してきており、世代間での交流や地域福祉に関わることの重要性が増している</li> <li>● キャップハンディ体験における出前講座や、福祉教育担当者会議を通じて、福祉のこころを育むための社協事業について理解を深めた</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくりと一体になった福祉教育の更なる活性化を図るとともに、学校と地域を結びつけるコーディネーターとしての役割を担っていきます</li> <li>● 各学校や地域で行っているボランティア活動を共有し、それぞれの学校、地域の特性に合わせたボランティア活動が実施できるようコーディネートしていきます</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア協力校の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア協力校として町内小・中・高すべてを指定し活動費の助成を行います【継続】</li> </ul> </li> <li>● 福祉教育実践活動事業の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校と地域団体と協働してボランティア活動の取組みを一覧にしたものを各学校ボランティア担当の先生に情報提供を行います【新規】</li> <li>・ 子どもたちの長期休業を利用し、地域住民も交え、要支援世帯の窓ふきなどの清掃活動を地域一丸となって実施できるようコーディネートを行います【新規】</li> </ul> </li> </ul>

#### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
ボランティア協力校の推進 (継続)	15校	15校	15校	15校	15校
福祉教育実践活動(新規)	内容検討	実施	→		
ハウスクリーニング事業(新規)	内容検討	準備	実施	→	

※キャップハンディ…不利な条件を意味する「ハンディキャップ」を反対にした造語で、立場を入替えて相手の立場になって考えてほしいという願いが込められています。

## 2

# 地域福祉を支えるネットワークづくり

### (1) SOSを受け止める仕組み

生活課題を抱える誰もがSOSを出しやすく、そして地域住民や関係機関等がSOSを受け止めるネットワークと仕組みをつくる

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常の困りごとを相談する相手がいない、また課題を抱えていてもどこに相談したらよいかわからない方が多くいる</li> <li>● 誰もがSOSを出しやすい環境づくりに力を入れていく</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての人が、どんな状況にあっても必要な情報を受け取ることができる仕組みづくりを行います</li> <li>● 社協だよりやホームページ等を活用し、必要な人に必要な情報が届くよう、情報発信に努めます</li> <li>● 見守りが必要な世帯が、近隣や地域で見守り活動が行われるように理解の促進を図ります</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報等による情報発信             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会で実施する事業や福祉情報、あるいはボランティアに特化した情報提供に努めます【継続】</li> <li>・ ホームページにおいて最新の情報を提供するとともに、福祉ニーズに対応する制度等の情報も併せて掲載するよう努めます【継続】</li> </ul> </li> <li>● 小地域ネットワーク活動の体制強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要援護者などに対し、民生児童委員の協力を得ながら隣近所の小地域を単位としたネットワーク体制の構築及び見守りや安否確認活動を検討していきます【新規】</li> </ul> </li> </ul>

### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
広報等情報発信（継続）	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
小地域ネットワーク活動（新規）	内容検討				

※SOS……………地域に住んでいる方の助けて欲しいという声と捉えています。

※小地域ネットワーク…地区または自治公民館単位とする小地域で、地域で暮らす人々が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会を構築するために行う自主的な活動のことを指します。

## (2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置

社会福祉協議会がこれまで培ってきた福祉ネットワークのノウハウを生かした地域支援体制の強化を目的にコミュニティソーシャルワーカーを配置する

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティソーシャルワーカーの有資格者がいる中で、事業として取組むことができていない</li> <li>●個別ケースの支援の中から、個別課題を地域課題として捉え、地域全体を支援していくために、コミュニティソーシャルワーカーについての周知と合せて実践活動を行っていく</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度改正に伴う生活支援コーディネーターや、生活困窮者自立支援法における自立相談事業相談支援員と連動して、地域の複合的な課題に対し、解決に向けて横断的かつ積極的な取り組みを行っていきます</li> <li>●積極的な取り組みを進めるための、コミュニティソーシャルワーカーの専任設置を検討します</li> <li>●ひきこもり世帯や課題を抱えた世帯を把握する方法やその後の支援方法について、関係団体で構成するネットワーク会議を開催します</li> </ul>
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティソーシャルワーカーの設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題を把握し、地域住民と一緒に解決するとともに、地域の中で制度の狭間により問題解決が困難な方に対して、社会資源のコーディネートと開拓を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置していきます <b>【新規】</b></li> </ul> </li> </ul>

### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
コミュニティソーシャルワーカーの設置 (新規)	有資格者 2名	有資格者 4名	有資格者 6名	有資格者 6名	有資格者 6名
	CSW 2名配置	CSW 3名配置	CSW 4名配置	CSW 4名配置	CSW 4名配置

※ひきこもり…仕事や学校に行かず、家族以外とほとんど交流せずに半年以上続けて自宅に閉じこもっている状態を指します。

### (3) 町内事業所、施設、企業と一体となった情報共有

地域資源を調査発掘しながら、有効に活用できるものは無いか、町内事業所、施設、企業と情報共有し、地域の福祉力の向上を目指します。また、新たな福祉サービスの担い手として主体的に地域で活躍できるよう支援していく

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所、施設、企業と一体となったネットワークによる情報共有は不十分</li> <li>●空き家が増えていく中で、有効な活用方法が見つからない一方で、住居を必要としている方がいる</li> <li>●福祉業界における人材が不足している中、事業所、施設、企業のノウハウを生かし、新たな福祉サービスの担い手の掘り起し</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人や事業者等と情報共有を図り、空き家の有効活用（住居の賃貸等）について模索していきます</li> <li>●コミュニティソーシャルワーカーの活動領域を積極的に広げ、様々な地域課題に対応するため、町内事業所、施設、企業と定期的なネットワーク会議の開催を目指します</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関会議の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域内の関係事業者、行政、団体等と連携を図り、また地域内における課題を把握し、解決を図るための関係機関会議を開催します <b>【新規】</b></li> </ul> </li> </ul>

#### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
関係機関会議の開催 <b>（新規）</b>	内容検討	準備	実施	→	



《策定委員によるワークショップ》

### 3

## 充実した福祉サービスの仕組みづくり

### (1) 総合相談窓口の設置

従来からの対象者別による縦割りの相談窓口では無く、いつでも誰でも気軽に相談でき、なおかつワンストップで受け止める総合相談支援体制の構築を図っていく

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町の各種相談窓口、社会福祉協議会の相談窓口、生活困窮相談など、それぞれ対象別での相談窓口となっており、場合によってはたらい回しされる場合もある（縦割り）※ワンストップ化されていない</li> <li>●コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター、自立相談支援員が連携しての同行支援、アウトリーチを行うなどすべての課題・問題を丸ごと受け止める相談体制づくりが必要</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療をはじめとする他の関係機関と連携を強化しながら、総合相談窓口としての機能を総合的に発揮できる仕組みを検討していきます</li> <li>●社協だよりやホームページ等を活用し定期的な情報の発信と更新、あらゆる関連サービスを一覧にしたガイドブックを作成し、町民や専門機関等へ配布していくことが必要と考えます</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合相談窓口の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が抱える全ての相談に対し、丸ごと受け止め、解決へのアドバイスや必要に応じて専門機関へつなぐなど総合相談窓口の設置を目指します【<b>リニューアル</b>】</li> </ul> </li> <li>●相談体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の貸付相談員を継続的に配置します【<b>継続</b>】</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター、自立相談支援員との横の繋がりの強化と情報共有を行っていきます【<b>継続</b>】</li> </ul> </li> <li>●関連サービスの集約とトータルガイド           <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる相談への適切な対応や専門機関への橋渡しを行うため、関連サービスを集約しトータルガイドの作成を目指します【<b>新規</b>】</li> </ul> </li> </ul>

#### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
総合相談窓口の設置 ( <b>リニューアル</b> )	内容検討	設置			
サービスの集約と トータルガイド( <b>新規</b> )	作成準備	作成	周知・配布		

## (2) 既存サービスの随時見直しと新たなサービスの開拓

すべての人にとって偏りのないサービスの充実を図るため、既存サービスの随時見直しを図り、新たな社会資源や新しいサービスを開拓していく

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の良さ（メリット）が十分にPR出来ていない</li> <li>●サービスの利用者（参加者）が固定化、高齢化し新たな利用希望者が少ない</li> <li>●既存サービス及び各種現行制度の評価、検証がされていないことから、実態把握に努め既存サービスのあり方について見直しが必要</li> <li>●新しいサービスの開拓や制度の創設が必要</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間サービスも含めたトータル的な情報提供を行いながら、事業の特色の効果的なPRに努めます</li> <li>●福祉サービスや制度の更新手続きの際、ご本人了承のうえ情報提供出来るような仕組づくりを町と連携して行い、利用者の拡大を図ります</li> <li>●町と協議し既存サービスの評価・効果といった検証を行った上、新たなサービスの開拓、必要な制度の創設を行っていきます</li> </ul>
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者に訪問介護員を派遣し、在宅で自立した生活が送れるよう支援します【継続】</li> </ul> </li> <li>●居宅介護支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援又は要介護状態になった方が可能な限り在宅で自立した生活を送ることが出来るよう、介護支援計画の作成や利用者が安心して介護サービスを利用出来るよう支援します【継続】</li> </ul> </li> <li>●福祉用具貸与事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいやケガなどで歩行が困難な方に無料で車いすの貸出を行います【継続】</li> <li>・福祉教育を推進するため、児童・生徒向けに高齢者疑似体験セット、白杖、点字器といった福祉用具を無料で貸出を行います【継続】</li> </ul> </li> <li>●金婚を祝う会事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦生活結婚50周年と地域社会発展のために尽力されたご夫婦を慶祝するとともに、高齢者福祉の増進を図ります【見直し】</li> </ul> </li> <li>●高齢者安否確認システム事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1回、高齢者からの電話1本で対象者の安否確認を行います【継続】</li> </ul> </li> <li>●日常生活自立支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症や障がいにより、自分では日常的な金銭管理が1人ではできない方に対し、福祉サービスの利用や金銭管理を行います【継続】</li> </ul> </li> </ul>

## 実施計画

- 移送サービス事業
  - ・要介護認定を受けている方や障害者手帳を持っている方で、単独では公共交通機関を利用出来ない方を対象に福祉車両での病院への送迎等の支援を実施します【継続】
- ふれあいデイサービス事業「元気はつらつサロンふれ愛交流館」
  - ・介護保険制度において自立にあたる在宅の高齢者を対象に、対象者宅に迎えにいき、福祉センター内で健康管理や介護予防体操など、自立の助長に繋げていきます【継続】
- 高齢者サロン「いこいの家」
  - ・1人暮らし高齢者や老夫婦世帯を対象に、孤独感解消や健康保持を目的に、ボランティアによる高齢者サロンを展開します【継続】
- 高齢者ふれあい交流事業  
(日帰り温泉旅行)
  - ・1人暮らし高齢者や老夫婦世帯を対象に、孤独感解消や参加者相互の交流を目的に、日帰り温泉旅行を実施します【見直し】
- 配食サービス  
(配食サービス)
  - ・日中独居の方や、1人暮らし高齢者、老夫婦世帯を対象に、配達ボランティアの協力を得ながら、おかずのみの昼食を週1回お届けし、併せて安否確認も行っています【見直し】
- 虹の保育園運営及び地域子育て支援センター受託事業
  - ・町から受託している虹の保育園の適切な運営に努めるとともに、身近な育児相談場所である子育て支援センター機能をさらに深めていきます【継続】
- けやき学園の運営（就労継続・生活介護事業）
  - ・18歳以上の主として知的障がいを伴い、雇用されることの困難な方の利用を促進します【継続】
- さくら製作所の運営（就労継続支援事業所）
  - ・障がいにより一般企業での就労が難しい方や離職された方、仕事をする事で社会的自立を目指したい方に対し、働く場所を提供します【継続】

◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
訪問介護事業 （継続）					→
居宅介護支援 （継続）					→
福祉用具貸与 （継続）					→
金婚を祝う会事業 （見直し）	見直し				→
高齢者安否確認システム （継続）	4名	6名	8名	10名	12名
日常生活自立支援事業 （継続）		待機者解消			→
移送サービス事業 （継続）					→
ふれあいデイサービス事業 （継続）					→
高齢者サロン事業 （継続）	95箇所	97箇所	100箇所	105箇所	110箇所
高齢者ふれあい交流事業 ※日帰り温泉 （見直し）	見直し				→
高齢者ふれあい交流事業 ※配食サービス （見直し）	見直し				→
虹の保育園運営 （継続）					→
地域子育て支援センター運営 （継続）					→
けやき学園運営 （継続）					→
さくら製作所運営 （継続）					→

### (3) 新たな課題に対する横断的な対策と対応

貧困の連鎖を断ち切るための、新たな対策と対応を図っていく

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当町における生活困窮者自立支援事業の実施主体は岩手県社会福祉協議会が行っているが、紫波町社会福祉協議会と一体的な取り組みを今後も継続して行っていく</li> <li>●関係機関と連携しているが、包括的な支援とまでは至っておらず、生活困窮者への新たな対策と対応が求められる</li> <li>●従来からの貸付事業の他、フードバンク事業との併用や家計相談などを行うことで、生活保護申請まで至らないケースが徐々にではあるが増えてきている</li> <li>●貧困の連鎖を断ち切る手段の1つとして、学習支援への取組みが実施されており、利用登録者は年々増加傾向にある。一方で子どもたちの居場所づくりに対するニーズは高まっている</li> <li>●フードバンク事業の取組みと活用状況が十分に周知されていない</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習支援事業の対象者への周知を工夫し事業の拡大を図るとともに、居場所づくり等を目的とした食事の提供（子ども食堂）の取組みを検討していきます</li> <li>●子どもや家庭に関わる貧困の実態の把握に努め、町と連携しながら今後の支援の在り方を検討していきます</li> </ul>
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮相談事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、岩手県社会福祉協議会等関係機関と連携し、相談者の自立支援に努めます</li> </ul> <p style="text-align: center;">【継続】</p> </li> <li>●生活福祉資金貸付事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長のため、必要な資金の貸付を実施します</li> </ul> <p style="text-align: center;">【継続】</p> </li> <li>●助け合い金庫貸付事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者に対し、一時的に緊急を要する生活資金の貸付を行います</li> </ul> <p style="text-align: center;">【継続】</p> </li> <li>●低所得世帯学習支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の事情や経済的な理由から学習する環境が十分でない子どもたちを対象に、県では学習支援ボランティアの協力を得て学習会の取組みを行っていますが、居場所作りの観点から、食事の提供支援など検討していきます</li> </ul> <p style="text-align: center;">【新規】</p> </li> <li>●フードドライブ事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民から保存のきく食料品を募り、緊急に食料支援の必要な世帯へ提供します</li> </ul> <p style="text-align: center;">【継続】</p> </li> </ul>

◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
生活困窮者自立支援事業 （継続）					→
生活福祉資金貸付事業 （継続）					→
助け合い金庫貸付事業 （継続）					→
低所得世帯学習支援 （新規）	準備	試行実施	実施		→
フードドライブ事業 （継続）					→



《紫波町ふれあいフェスタ 2017（福祉祭り）での取り組み》

- ※フードバンク…賞味期限内で安全に食べることができる食料品を企業や生産者、地域住民から無償で提供していただき、それを生活困窮となった人などに無償で食料を提供する支援活動です。
- ※貧困の連鎖……親の貧困が子どもの貧困につながっていくことを指します。
- ※子ども食堂……経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動です。

## 4 暮らしやすい地域のまちづくり

### (1) 地域で生活する上での不安の解消と安心して暮らせるまちづくり

子どもからお年寄りまで地域で安心して過ごせるため、不安の解消に努める

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守りの必要な方や社会資源が一目でわかる地域福祉マップの作成が進んでいない</li> <li>●交通弱者（買い物難民）への移動手段が確保できていない</li> <li>●住居が必要な方への一時的な住居確保が進んでいない</li> <li>●コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチによる実践が期待される</li> <li>●災害が発生した際の、災害ボランティアセンターの立上げ及び運営、事業継続計画（BCP）の策定・運用を行っていく必要がある</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期に地域福祉マップ作成を検討していきます</li> <li>●買い物支援事業のより具体的な方策・検討を進めます</li> <li>●個人所有の空き家及び法人連携による施設内空き部屋利用など、必要な方への住居確保に努めます</li> <li>●地域の生活課題の解決に向けて積極的な取り組みを進めるため、コミュニティソーシャルワーカーの専任設置を検討します</li> <li>●町と連携しながら災害ボランティアセンター設置訓練の実施と、BCPマニュアル作成を行い、体制の整備に努めます</li> </ul>
<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉マップ作成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で見守りが必要な要援護者と地域内の社会資源などとの関わりが一目でわかるようマップの作成を検討していきます【新規】</li> </ul> </li> <li>●買い物支援事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅近くにスーパーがないなど、買い物をすることが困難な要援護者や支援が必要でありながら制度の狭間にある方を対象に、食料品等販売店や配送業者と協働で商品を自宅に届ける、または送迎など買い物支援を検討していきます【新規】</li> </ul> </li> <li>●住居確保推進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃滞納による住居の喪失や長期の路上及び車中生活者に対し、一時的な住居を提供することで安定な生活を取り戻し、さらには一定期間、見守りや生活支援など社会的孤立の解消を目指します</li> <li>・住居の確保について、個人所有の空き家及び社会福祉法人施設の空き部屋活用について、行政及び関係機関と協議し、早期の住居確保に努めます【新規】</li> </ul> </li> </ul>

実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害ボランティアセンター事業</li> <li>・紫波町で大規模災害が発生した場合、町内外からのボランティアをスムーズに受け入れ、被災者のニーズに対応することができるよう町と連携しながら災害時に備え、運営マニュアル及びBCPマニュアルの整備、勉強会、設置訓練等を行います <b>【新規】</b></li> </ul>
------	--

◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
地域福祉マップ作成 (新規)	内容検討			実施	
買い物支援事業 (新規)	内容検討		実施		
住居確保推進事業 (新規)	情報収集	協議	実施		
災害ボランティアセンター事業 (新規)	準備	試行訓練	訓練実施		



《台風10号豪雨災害による岩泉町小川地区での災害ボランティア活動》

## (2) すべての人が、支援の必要な人を理解することができる地域づくり

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、すべての人がお互いを尊重し理解することができるまちづくり、地域づくりを目指す

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年度開催した希望郷いわて大会を通じて、障がいの特性や支援が必要な方について、理解を深めることができた</li> <li>●キャップハンディ体験を通じて、支援が必要な方について、児童が理解を深めることができた</li> <li>●児童のキャップハンディ体験活動の理解は進んでいるが、一般への取組み及び理解が進んでいない</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協だよりやホームページを利用し、制度やサービス、当事者団体の取組みを紹介し、情報発信に努めます</li> <li>●学校や自治公民館に対して出前講座の内容の充実や福祉事業の周知を図るとともに、希望郷いわて大会での成果をレガシーとし、障がい者への理解を更に深めてもらう取組みを強化します</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報等による情報発信             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会で実施する事業などを広報誌に年6回掲載し、全戸配布しながら情報発信していきます【継続】</li> </ul> </li> <li>●出前講座             <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気や認知症、障がいのある方等を理解するための講座を検討していきます【新規】</li> </ul> </li> </ul>

### ◇◇年次計画（目標値）◇◇

事業名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
広報等による情報発信 (継続)					→
出前講座(新規)	検討	→	実施		→

※ノーマライゼーション…高齢者や障がい者、健常者が一緒に助け合いながら暮らしていく社会の在り方を指します。

※出前講座……………社協職員やボランティアが現地（学校や企業、地域など）に出向き、実際に車椅子や白杖体験活動を行い、また福祉に関する情報提供を行います。

## 第5章 社会福祉協議会の基盤強化



# 第5章 社会福祉協議会の基盤強化

## 1 社会福祉協議会の基盤強化

### (1) 人材の育成

社会福祉協議会の職員は、地域の福祉課題を明らかにし、それを住民とともに共有し、関係機関・団体・施設などと連携して、課題解決のための体制を組織化し、実践していくことが基本的な役割です。

よって、「社協マン」としての自覚をもって、問題発見・分析・問題解決の方向付けや、問題解決に取り組む活動の組織化・調整の能力が求められています。

このため、信頼される社会福祉協議会の職員として事業推進に携わっていくことに向け、専門機関と連携しながら、地域福祉の活動や運営などに関する職員の研修を強化していきます。

### (2) 事業の再編

限られた財源の中で、新規事業を開拓しながら、現行事業を継続していくには厳しい現状にあります。

社会情勢に応じて、また住民のニーズに基づき、現行事業の見直しを図りながら、社会福祉協議会の公共性と民間性と自主性の原点を踏まえ、必要な事業を再編して行きます。

### (3) 財政対策

社会福祉協議会の財源は、大きく公的資金と民間資金と社会福祉協議会の自己資金で構成されます。公的資金では町からの補助金、受託金、負担金が主なものです。

民間資金には、寄付金、共同募金配分金などが含まれ、自己資金には、会費（世帯会員、法人会員、賛助会員）、事業収入、貸付事業等収入などがあります。

これから地域福祉活動を安定的・持続的に推進していくためには、こうした財源の拡大的確保が必要です。その確保に向け、中期的な財源計画を策定します。

また、外部に財源を求めるためにも、事業の内部評価を定期的に行うとともに、外部に対する情報公開と説明責任を果たしていきます。

最後に社会福祉協議会の使命として、民間サイドで基金ルートを持っていないボランティアなど、住民による地域福祉活動を発展させるために、基金の構築や共同募金配分金の再検討、企業・各種団体の助成金制度活用のためのアドバイスなどを進めていきます。



## 第6章

## 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の周知

社協だよりや計画内容を啓発冊子にまとめた概要版を作成し配布します。また、各種行事や日々の活動の中で機会があるごとに、計画内容の広報・啓発に努め、本計画で示した基本理念や福祉課題解決のための取組みと方向性、実施計画などについての理解を促進します。

### 2 ネットワーク連携による計画推進

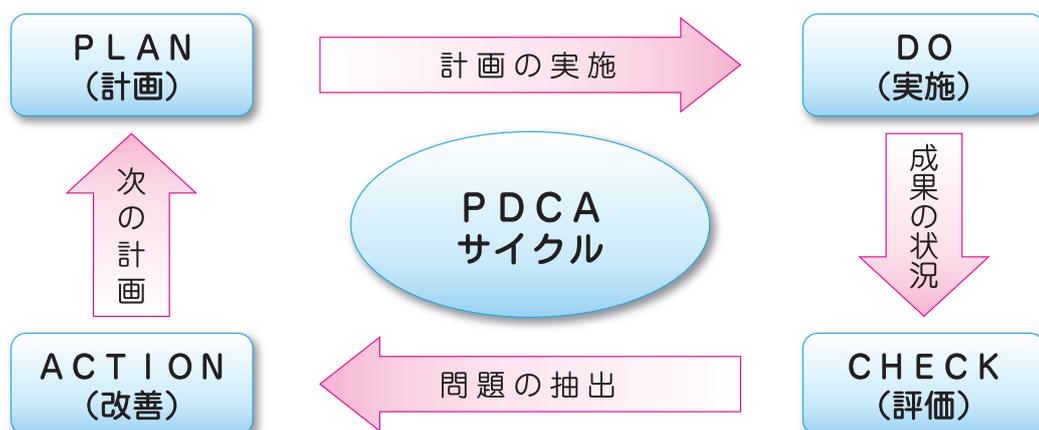
地域福祉の推進にあたっては、町民、行政、町内会、福祉団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、事業者、関係機関等とのネットワークを生かしながら協働で計画の推進を図ります。

また、紫波町が策定した「紫波町地域福祉計画」と連携しながら計画を推進します。

### 3 計画の進行管理

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要になります。

計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取組みを推進する「PDCAサイクル」（達成度を毎年評価し、次年度の施策展開にフィードバックすること）によって、計画の目的や目標達成に向けた取組みの着実な推進を図ります。





# 資料



# 資料

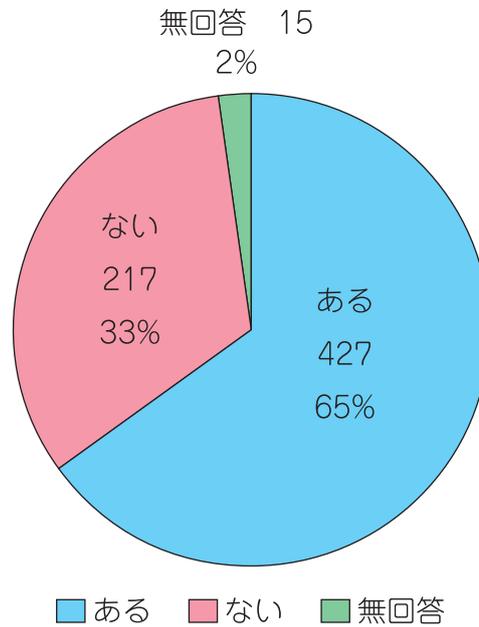
## 1 紫波町地域福祉活動計画アンケート集計結果

### 項目一覧

頁	項目	回答
35	①地域に支えられたと感じていますか	1つ
35	②地域の活動に参加していますか	1つ
36	③どのような活動に参加していますか	複数
36	④参加していない理由は何ですか	複数
37	⑤困っている人にできることはありますか	複数
37	⑥安心して暮らせるために、どのような住民同士の支え合いが必要ですか	複数
38	⑦住んでいる地域に期待することは何ですか	複数
38	⑧日常生活で不安に思っていることは何ですか	複数
39	⑨毎日の暮らしの中で困ったり、不安を感じたとき誰に（どこに）相談しますか	複数
39	⑩お住まいの地域には、どのような問題や課題があると感じていますか	複数
40	⑪地域で困った場合の解決方法として、どのような仕組みがあればいいですか	複数
40	⑫福祉についての情報や知識はどのように得ていますか	複数
41	⑬これから参加するとすればどんな活動に参加しますか	複数
41	⑭今までボランティアに参加したことがありますか	1つ
42	⑮参加している方はどのような活動に参加していますか	複数
42	⑯参加している方はどのような理由で参加しましたか	複数
43	⑰参加したいと思うがしていない理由は何ですか	複数
43	⑱参加したいと思わない理由は何ですか	複数
44	⑲どのような条件が整えば参加してみたいと思いますか	複数
45	⑳民生委員・児童委員を知っていますか	1つ
46	㉑紫波町社会福祉協議会を知っていますか	1つ
47	㉒紫波町社会福祉協議会が行っている事業で、知っているものはありますか	複数
48	㉓紫波町社会福祉協議会に期待することはどのようなことですか	複数
48	㉔買物の際に不自由なことは何ですか	複数
49	㉕買物についてどのような取組みを望みますか	複数
49	㉖誰もが一人の人間として不自由なく地域で暮らすことの出来る（ノーマライゼーション）考え方が、地域に浸透していると思いますか	1つ
50	㉗福祉施策で重要と考える取組みは何ですか	複数

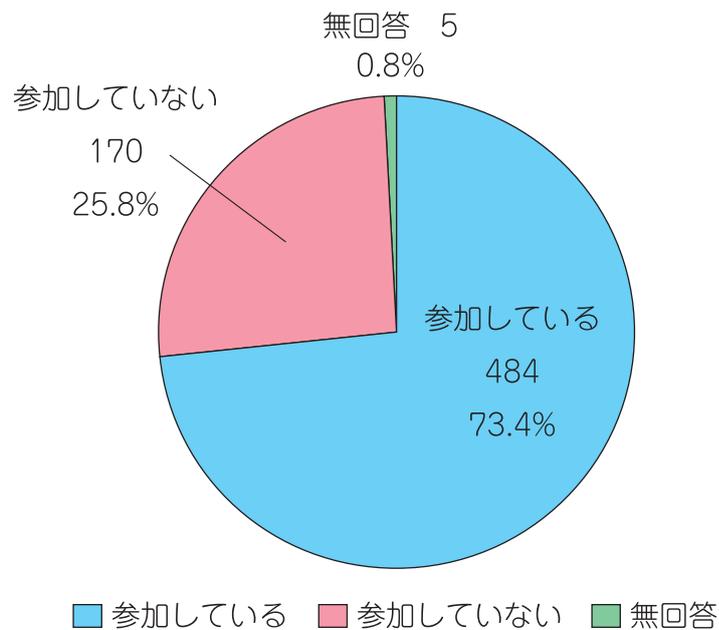
### ① 地域に支えられたと感じていますか

「地域に支えられた（助けられた）」と感じている方は65%の方が感じておりますが、「ない」と答えられた方は33%となっています。



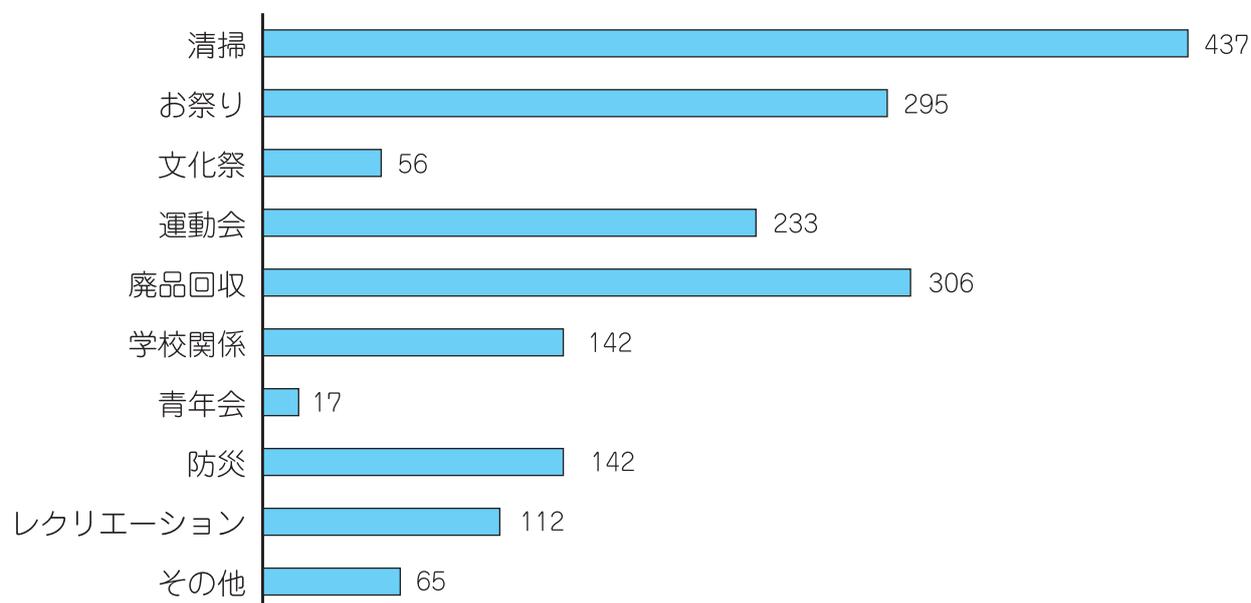
### ② 地域の活動に参加していますか

「参加している」73.4%、「参加していない」25.8%となっています。



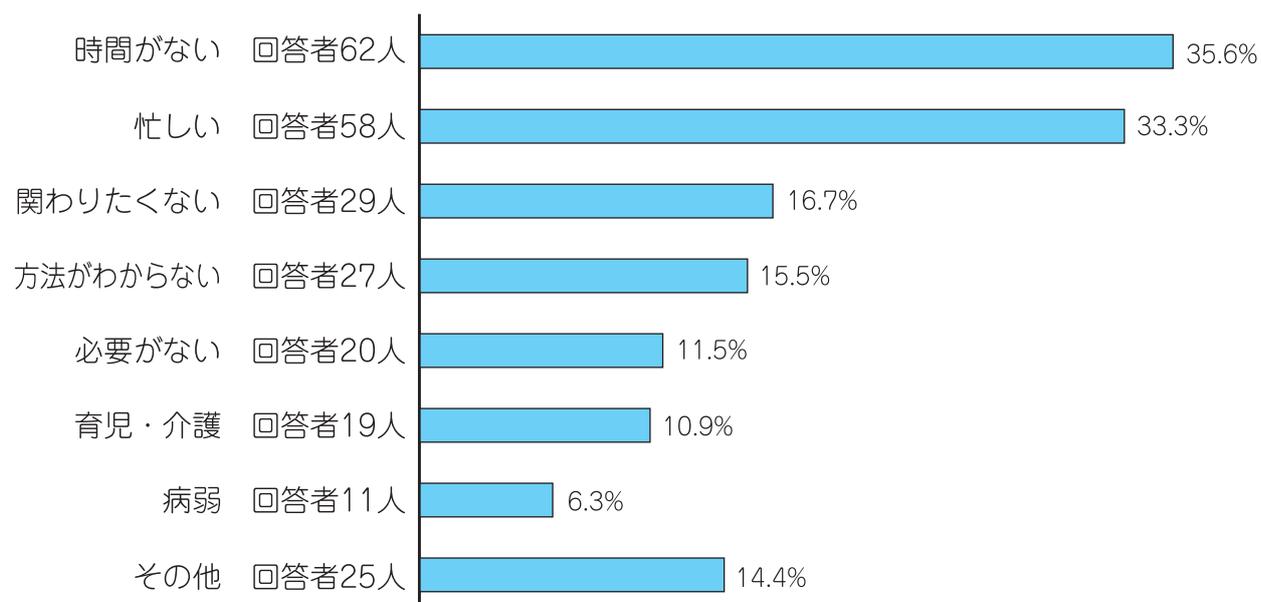
### ③ どのような活動に参加していますか

「清掃」が最も多く437人の方が参加しています。次に「廃品回収」が多く306人となっています。



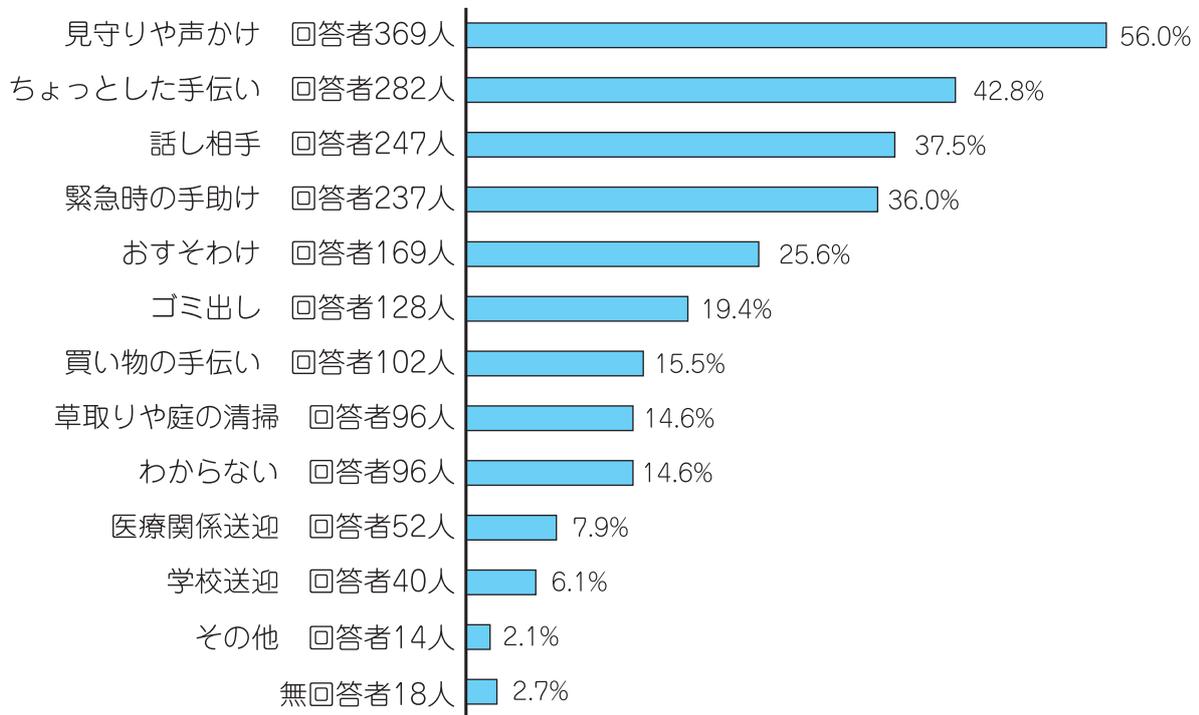
### ④ 参加していない理由は何ですか

「時間がない」35.6%、「忙しい」33.3%、「関わりたくない」16.7%、「方法が分からない」15.5%となっています。



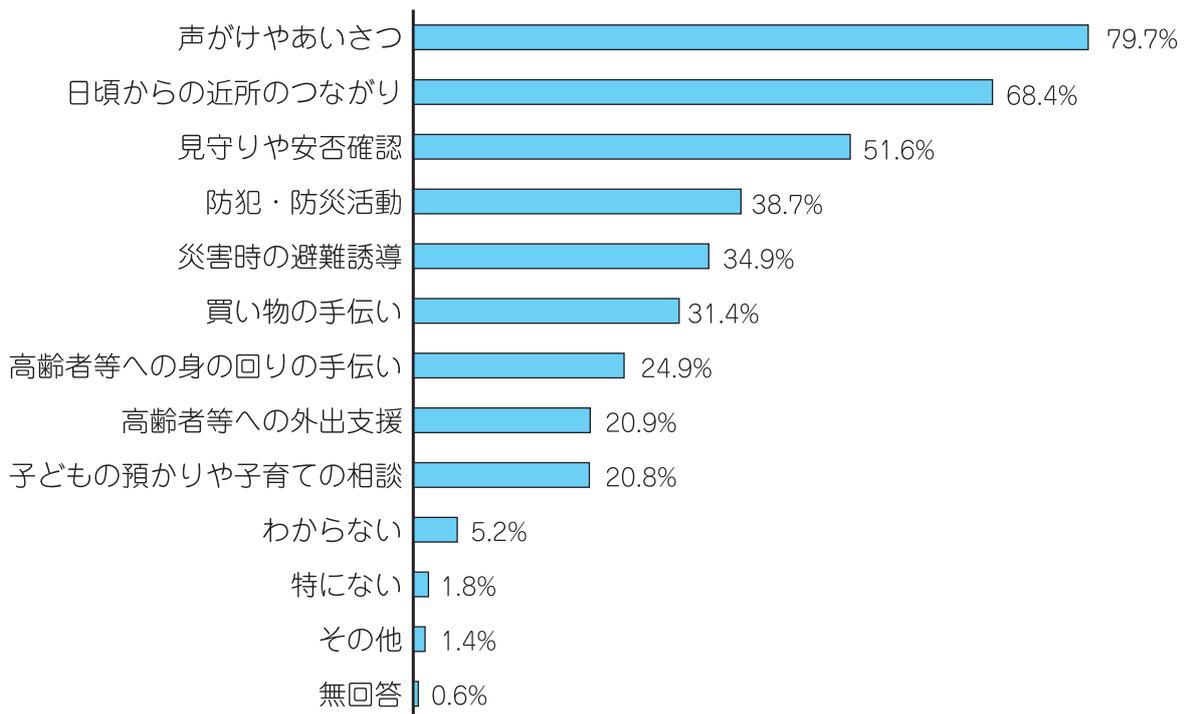
### ⑤ 困っている人にできることはありますか

「見守りや声かけ」が56%と最も多く、次に「ちょっとした手伝い」42.8%、「話し相手」37.5%、「緊急時の手助け」36%となっています。



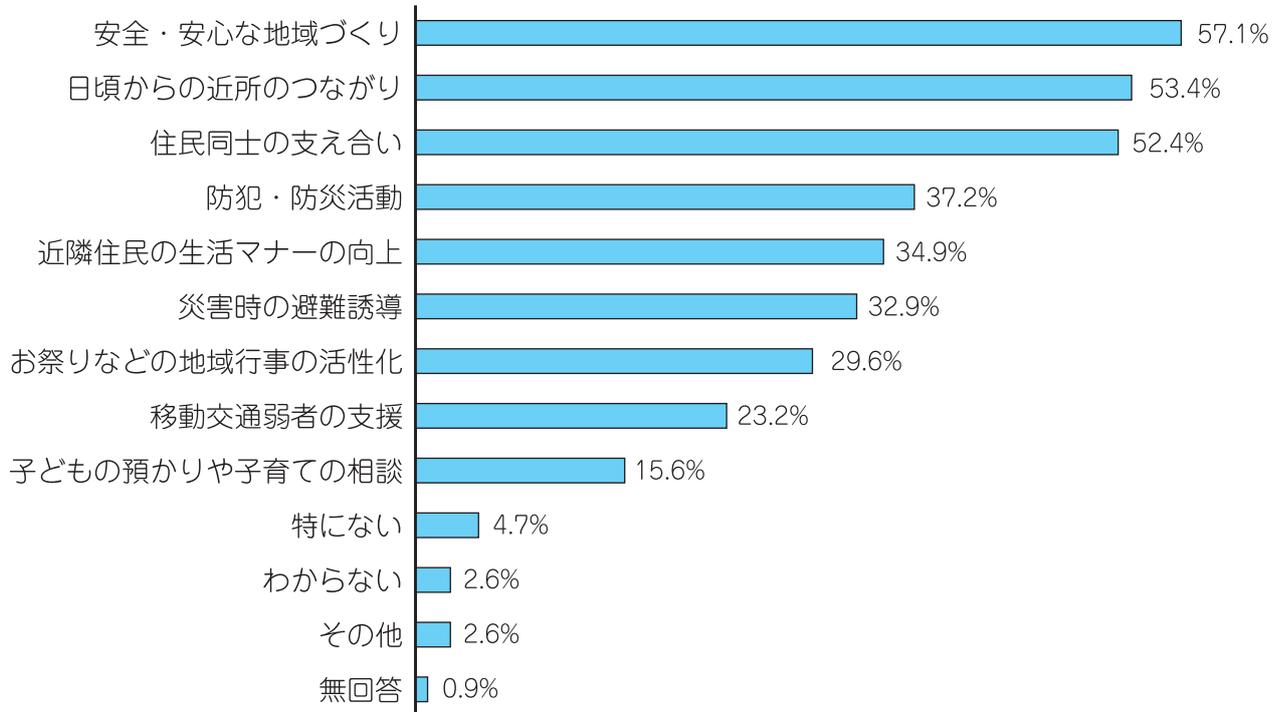
### ⑥ 安心して暮らせるために、どのような住民同士の支え合いが必要ですか

「声がけやあいさつ」が79.7%と最も多く、次に「日頃からの近所のつながり」68.4%、「見守りや安否確認」51.6%、「防犯・防災活動」38.7%、「災害時の避難誘導」34.9%、「買い物の手伝い」31.4%となっています。



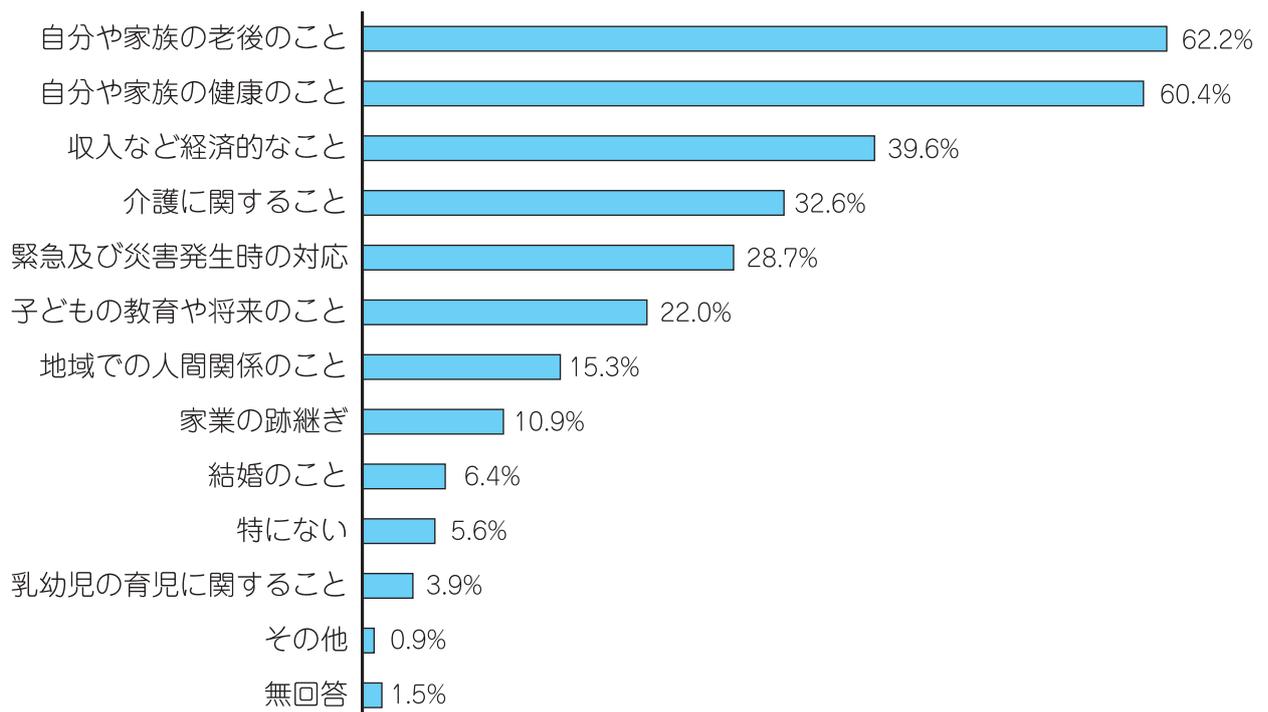
### ⑦ 住んでいる地域に期待することは何ですか

「安全・安心な地域づくり」が57.1%と最も多く、次に「日頃からの近所のつながり」53.4%、「住民同士の支え合い」52.4%、「防犯・防災活動」37.2%、「近隣住民の生活マナーの向上」34.9%となっています。



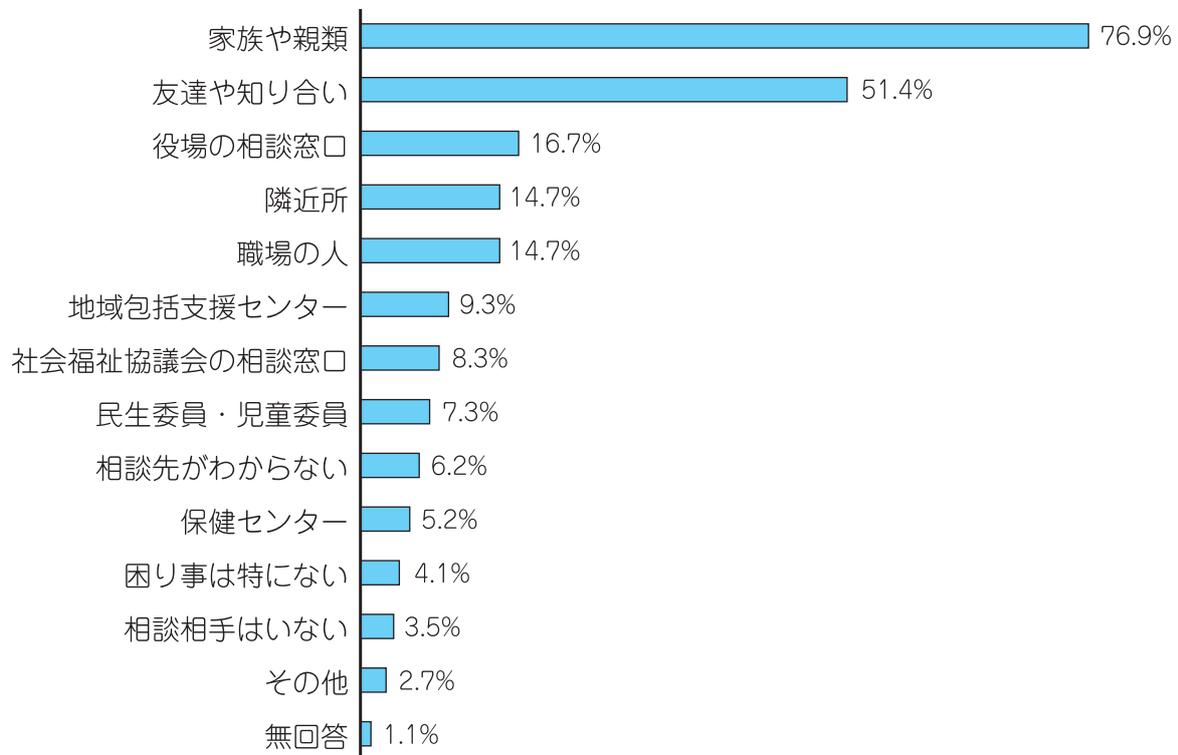
### ⑧ 日常生活で不安に思っていることは何ですか

「自分や家族の老後のこと」が62.2%と最も多く、「自分や家族の健康のこと」60.4%、「収入など経済的なこと」39.6%、「介護に関すること」32.6%、「緊急及び災害発生時の対応」28.7%、「子どもの教育や将来のこと」22%となっています。



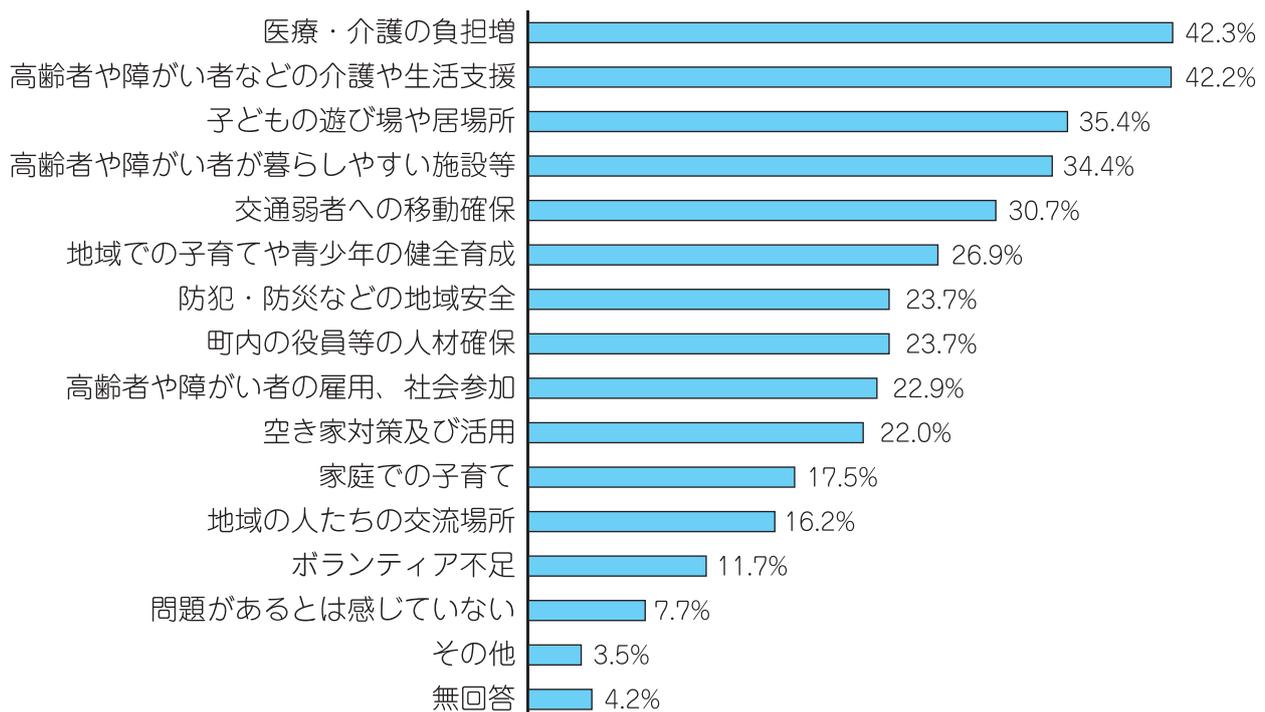
⑨ 毎日の暮らしの中で困ったり、不安を感じたとき誰に（どこに）相談しますか

「家族や親類」が76.9%と最も多く、次に「友達や知り合い」51.4%、「役場の相談窓口」16.7%、「隣近所」と「職場の人」が14.7%となっています。



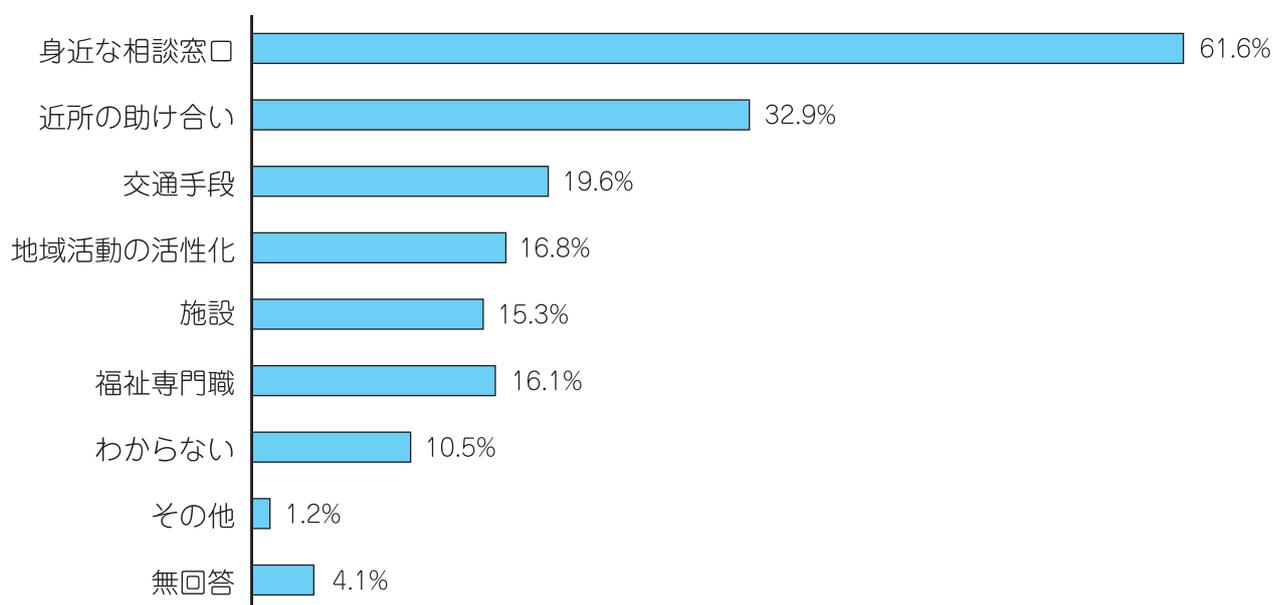
⑩ お住まいの地域には、どのような問題や課題があると感じていますか

「医療・介護の負担増」42.3%、「高齢者や障がい者などの介護や生活支援」42.2%と高齢化社会に関連する問題や課題が多くなっています。



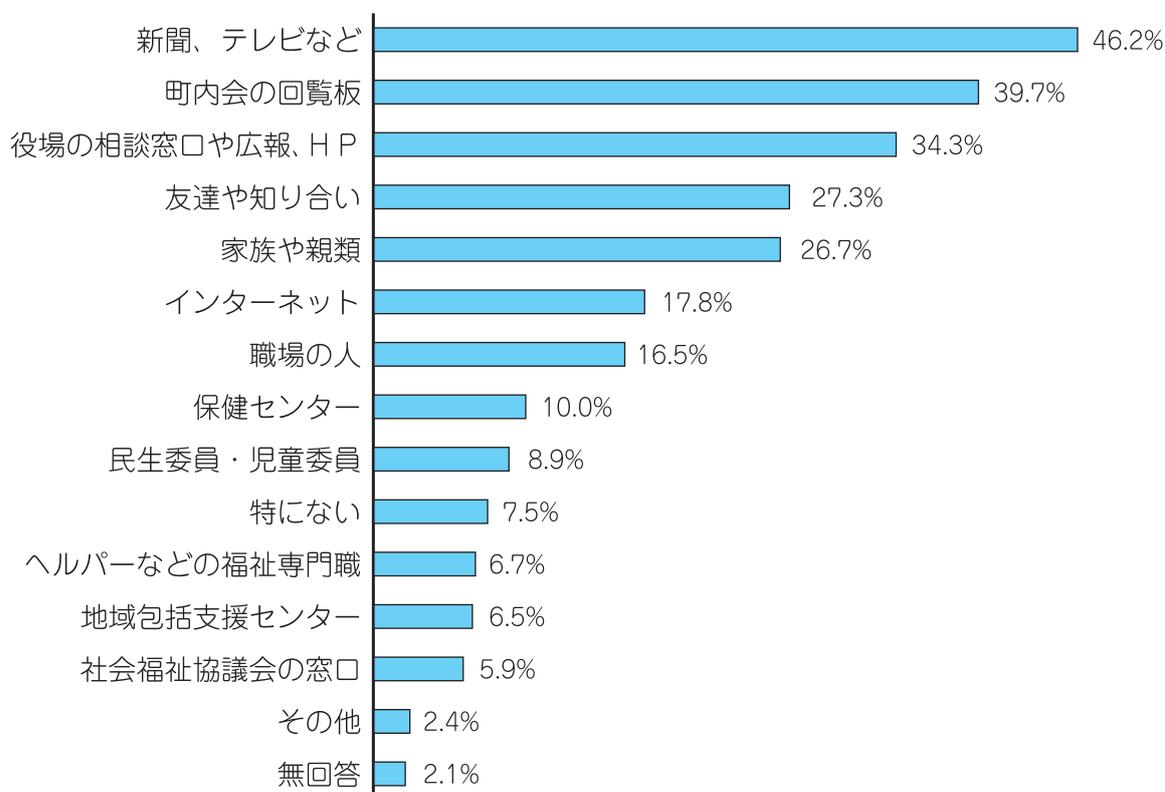
### ⑪ 地域で困った場合の解決方法として、どのような仕組みがあればいいですか

「身近な相談窓口」が61.6%と最も多く、次に「近所の助け合い」32.9%、「交通手段」19.6%、「地域活動の活性化」16.8%となっています。



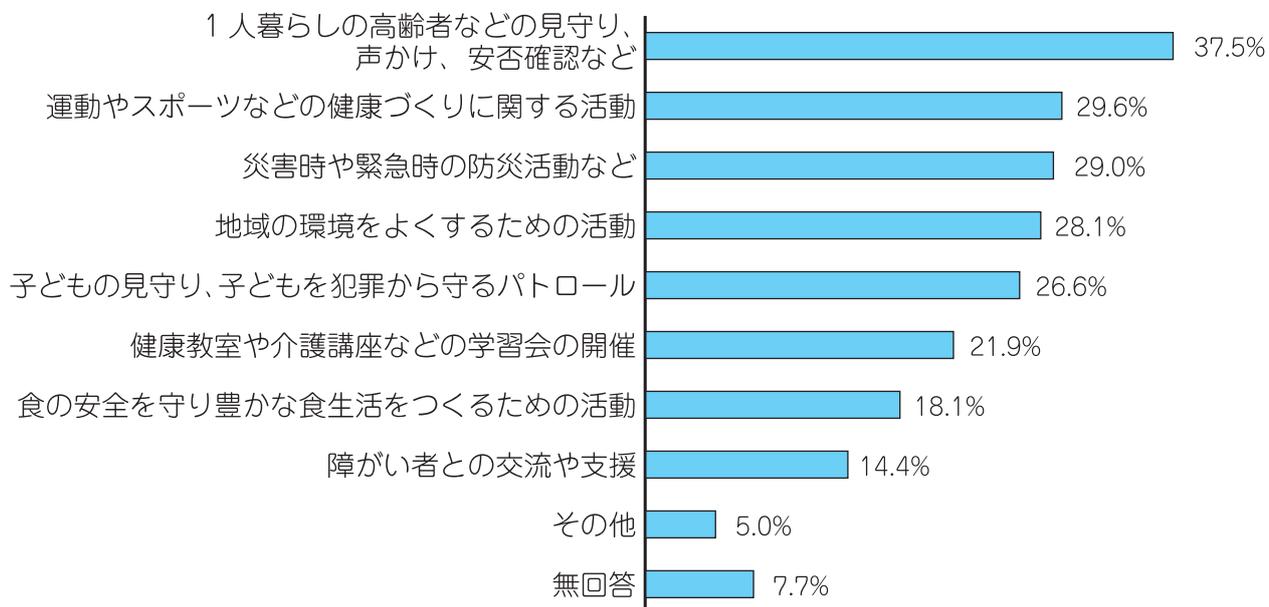
### ⑫ 福祉についての情報や知識はどのように得ていますか

「新聞、テレビなど」が46.2%と最も多く、次に「町内会の回覧板」39.7%、役場の相談窓口や広報、HP」34.3%、「友達や知り合い」27.3%となっています。



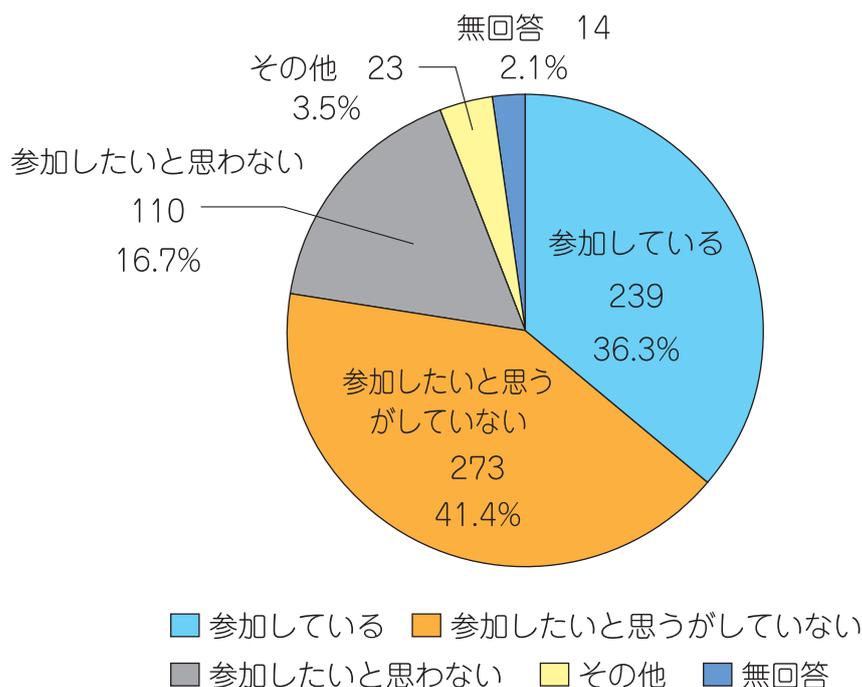
### ⑬ これから参加するとすればどんな活動に参加しますか

「1人暮らしの高齢者などの見守り、声かけ、安否確認など」が37.5%と最も多く、次に「運動やスポーツなどの健康づくりに関する活動」29.6%、「災害時や緊急時の防災活動など」29%となっています。



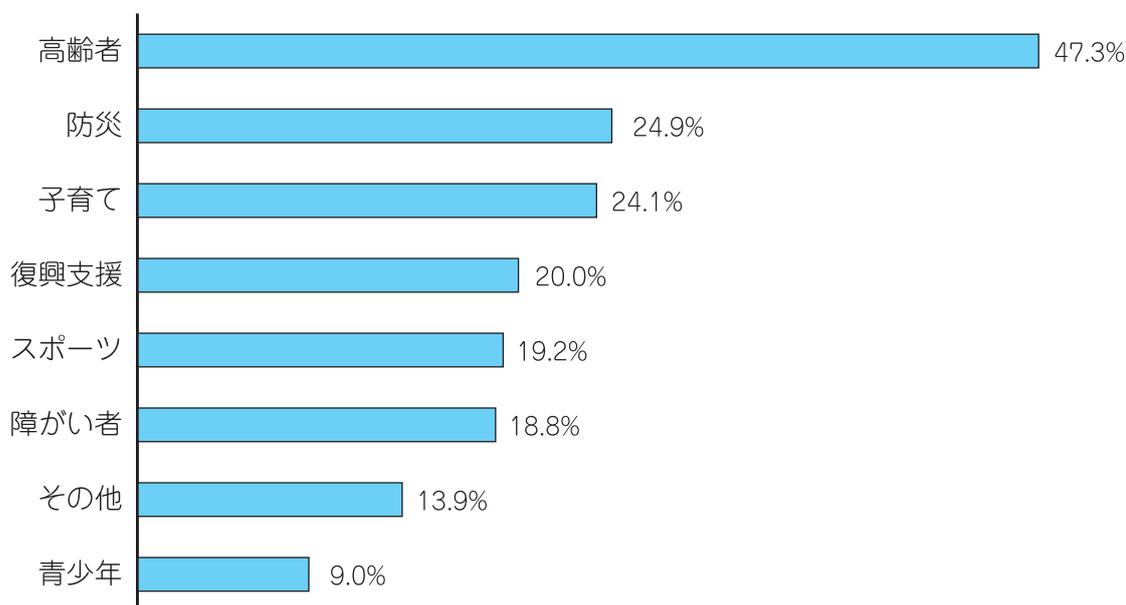
### ⑭ 今までボランティアに参加したことがありますか

ボランティア活動に「参加したいと思うがしていない」が41.4%と最も多く、次に「参加している」36.3%、「参加したいと思わない」16.7%となっています。



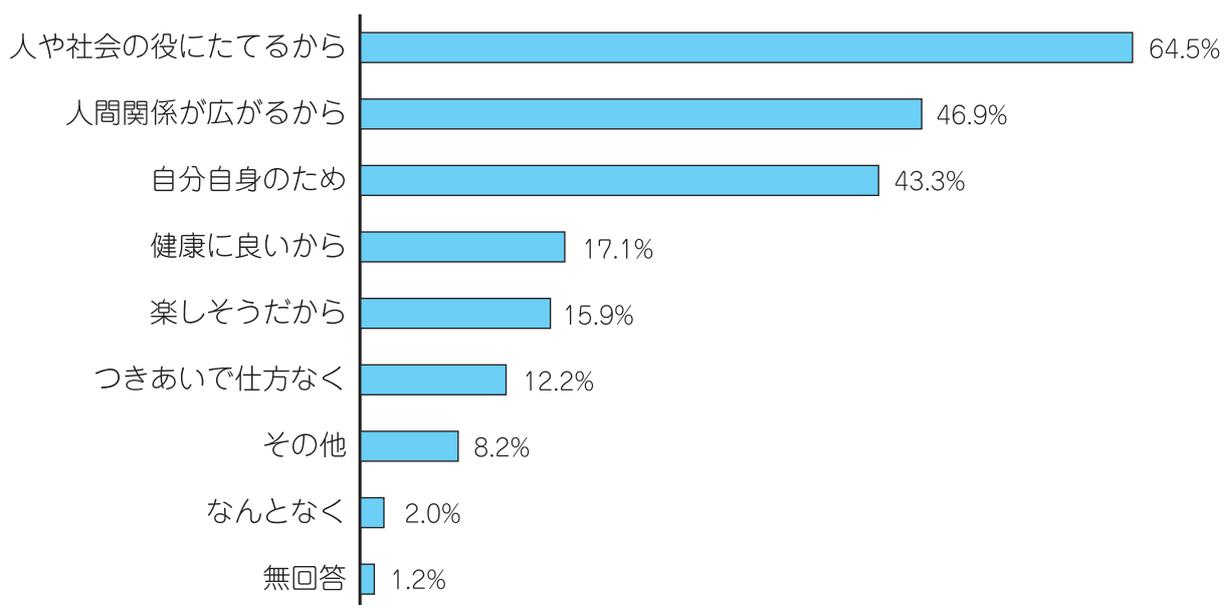
### ⑮ 参加している方はどのような活動に参加していますか

「高齢者」が47.3%と最も多く、次に「防災」24.9%、「子育て」24.1%、「復興支援」20%、「スポーツ」19.2%となっています。



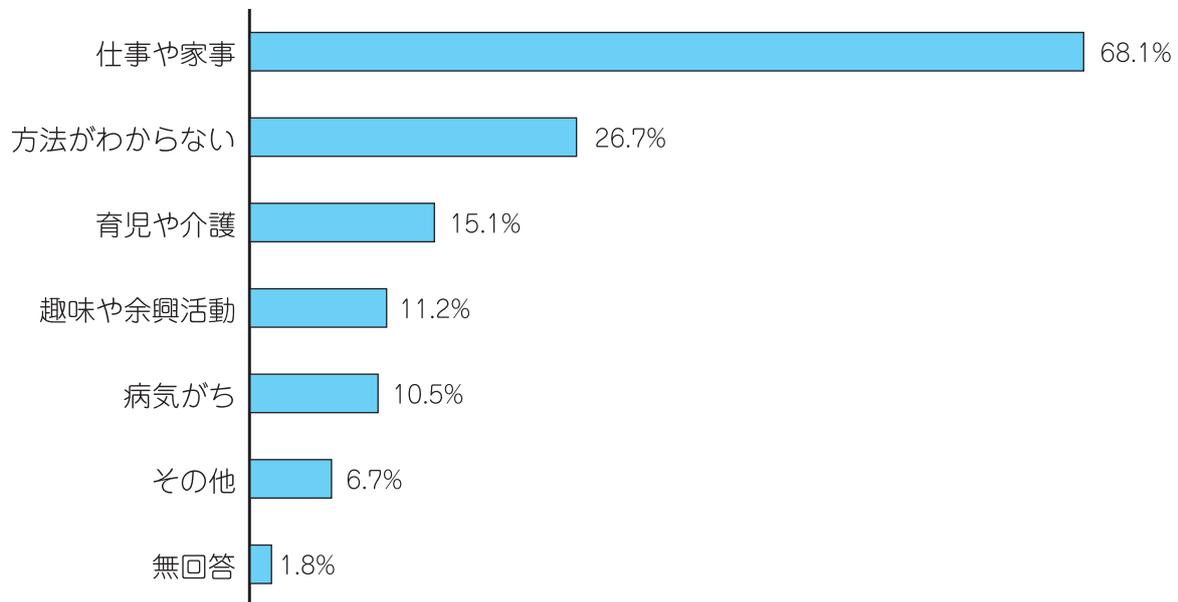
### ⑯ 参加している方はどのような理由で参加しましたか

「人や社会の役にたてるから」が64.5%と最も多く、次に「人間関係が広がるから」46.9%、「自分自身のため」43.3%となっています。



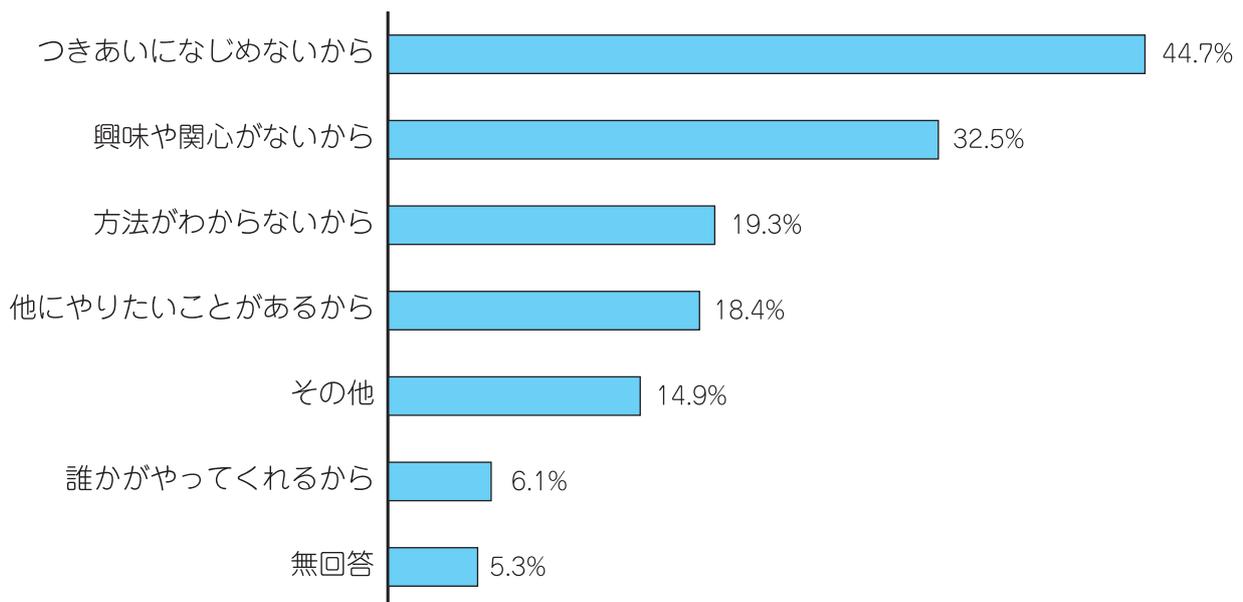
### ⑰ 参加したいと思うがしていない理由は何ですか

「仕事や家事」が68.1%と最も多く、次に「方法がわからない」26.7%、「育児や介護」15.1%、「趣味や余興活動」11.2%となっています。



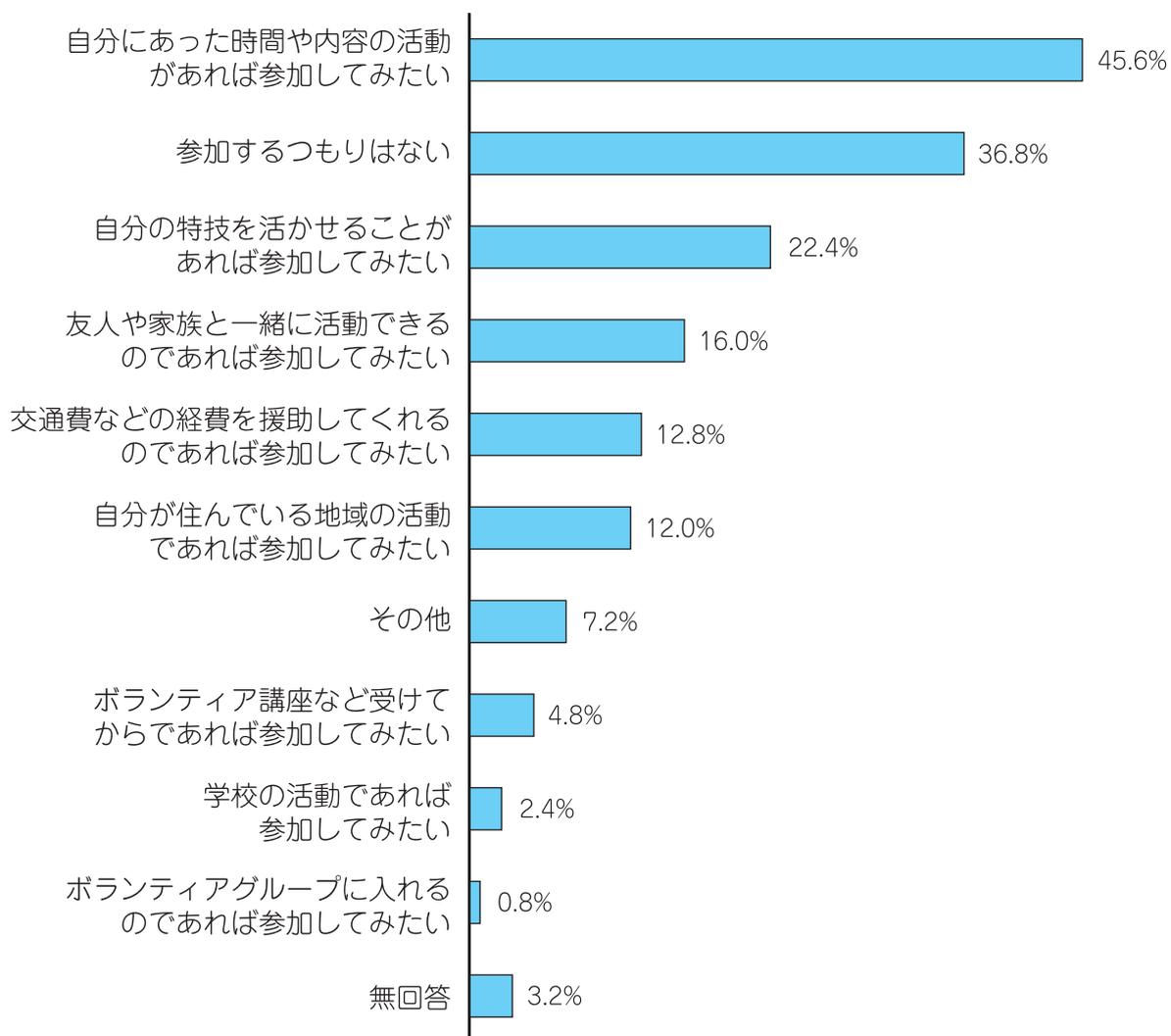
### ⑱ 参加したいと思わない理由は何ですか

「つきあいになじめないから」が44.7%と最も多く、次に「興味や関心がないから」32.5%、「方法がわからないから」19.3%、「他にやりたいことがあるから」18.4%となっています。



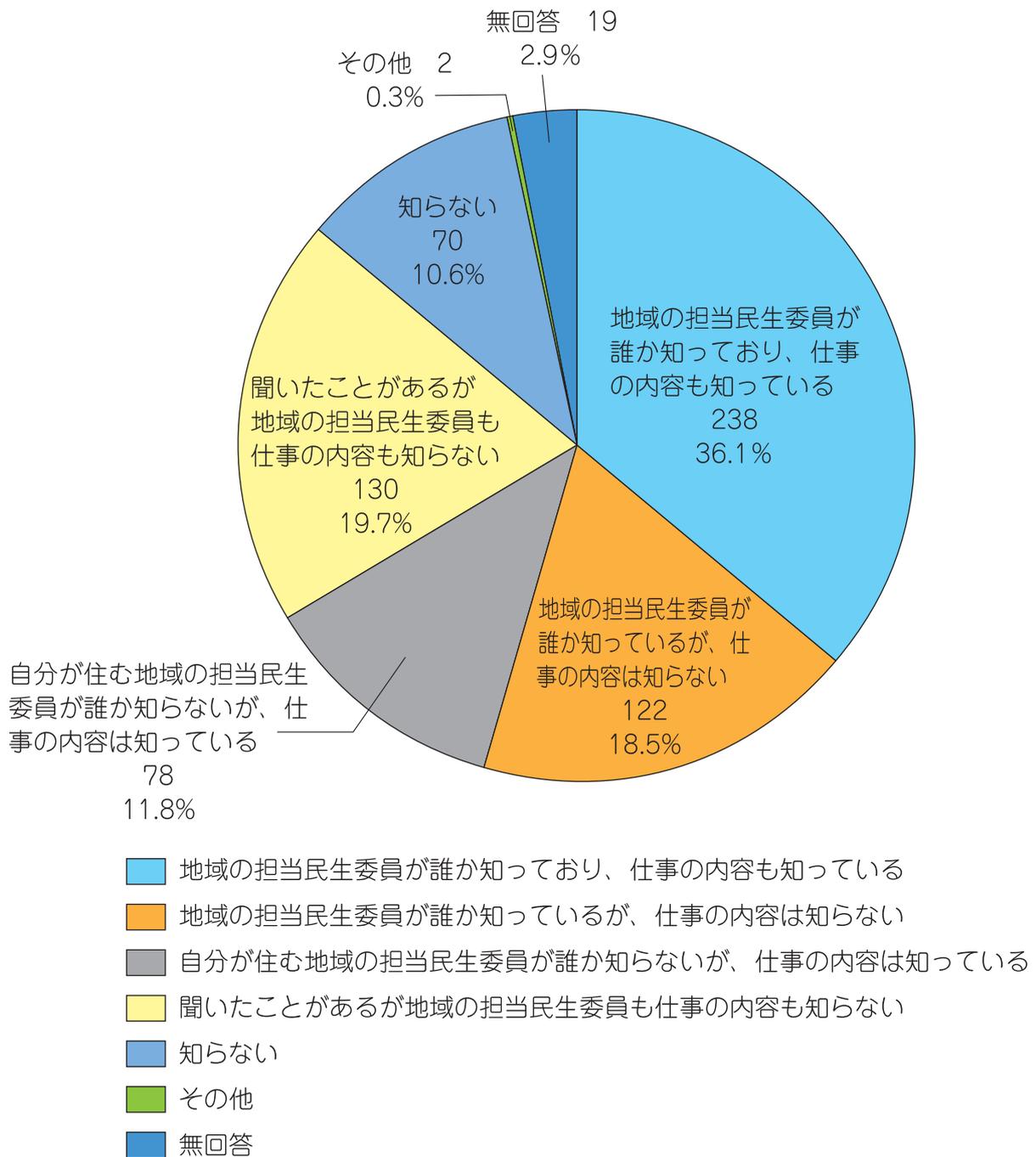
### ⑱ どのような条件が整えば参加してみたいと思いますか

「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が45.6%と最も多く、次に「参加するつもりはない」36.8%となっています。



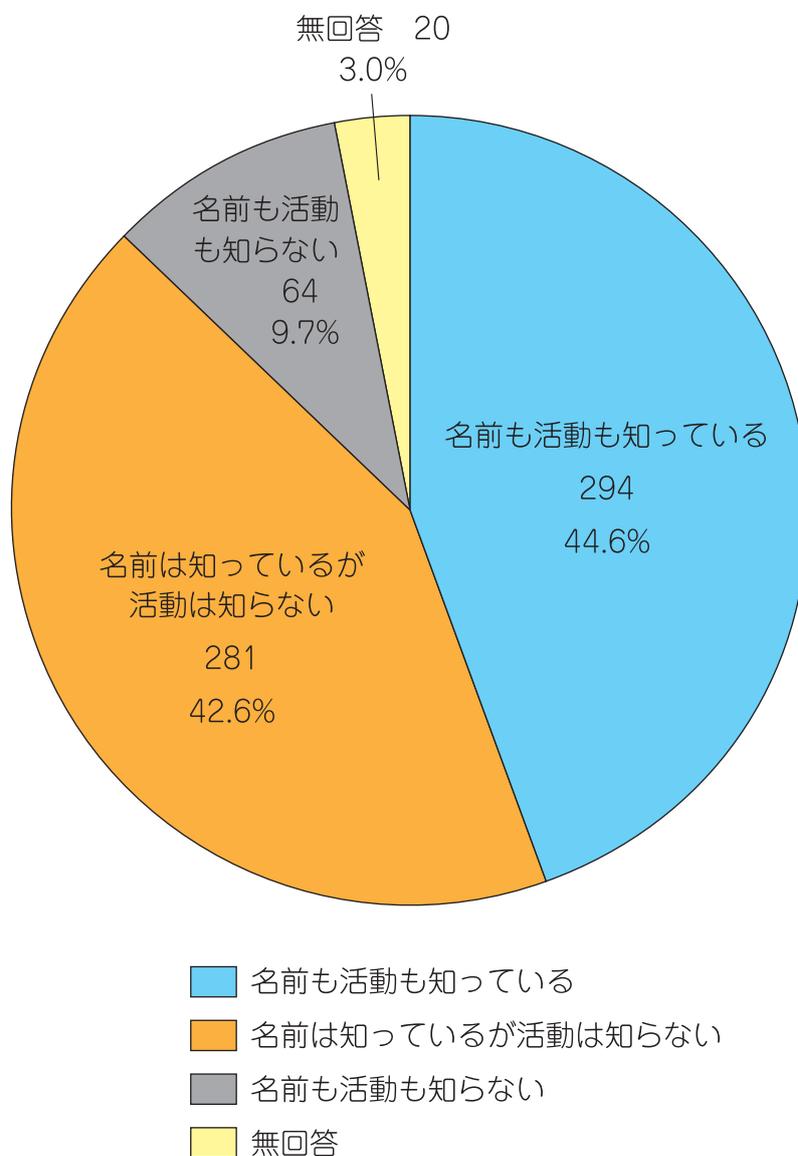
## ⑳ 民生委員・児童委員を知っていますか

「地域の担当民生委員が誰か知っており、仕事の内容も知っている」が36.1%と最も多く、次に「聞いたことがあるが地域の担当民生委員も仕事の内容も知らない」19.7%となっています。



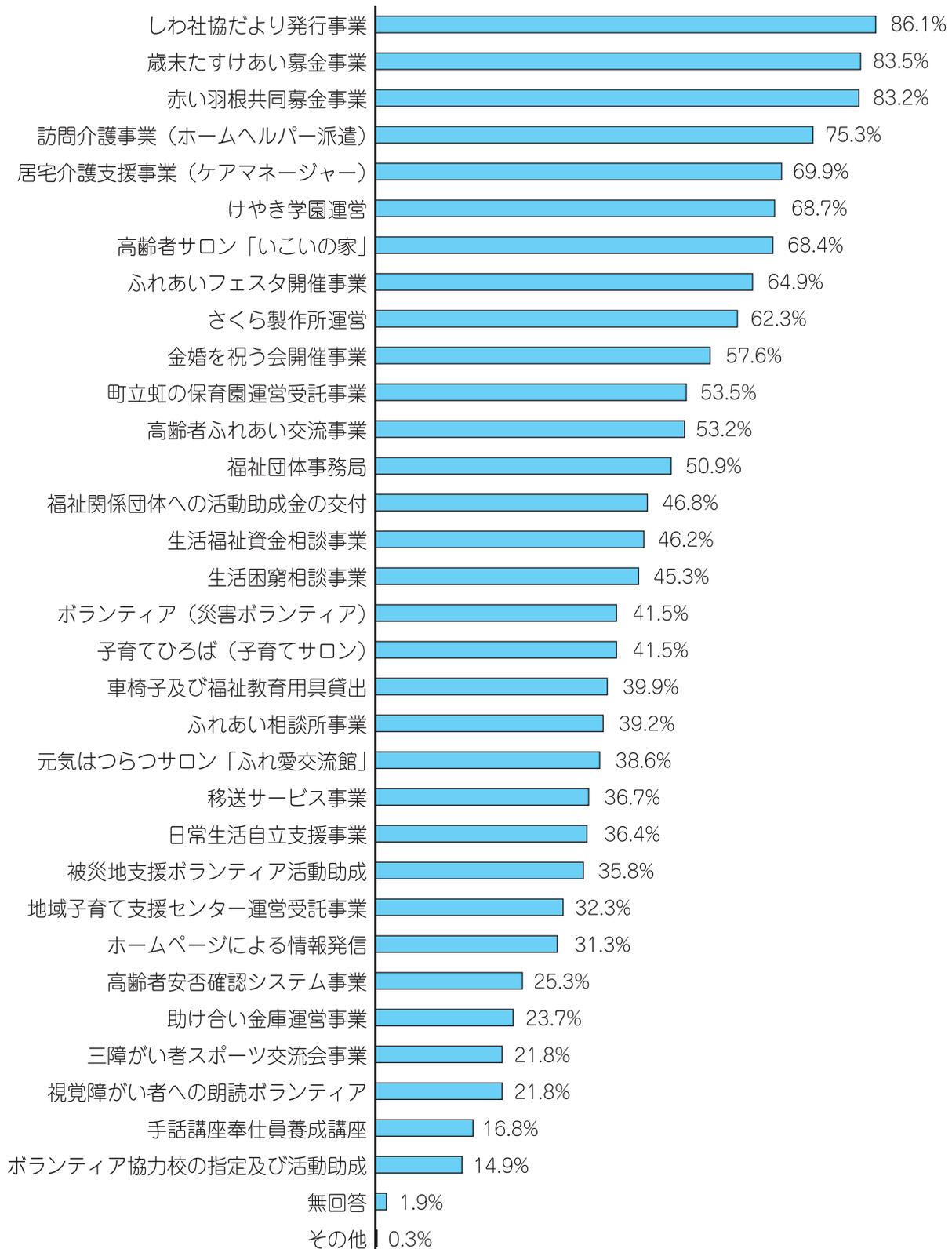
## ② 紫波町社会福祉協議会を知っていますか

「名前も活動も知っている」が44.6%と最も多く、「名前は知っているが活動は知らない」42.6%、「名前も活動も知らない」9.7%となっています。



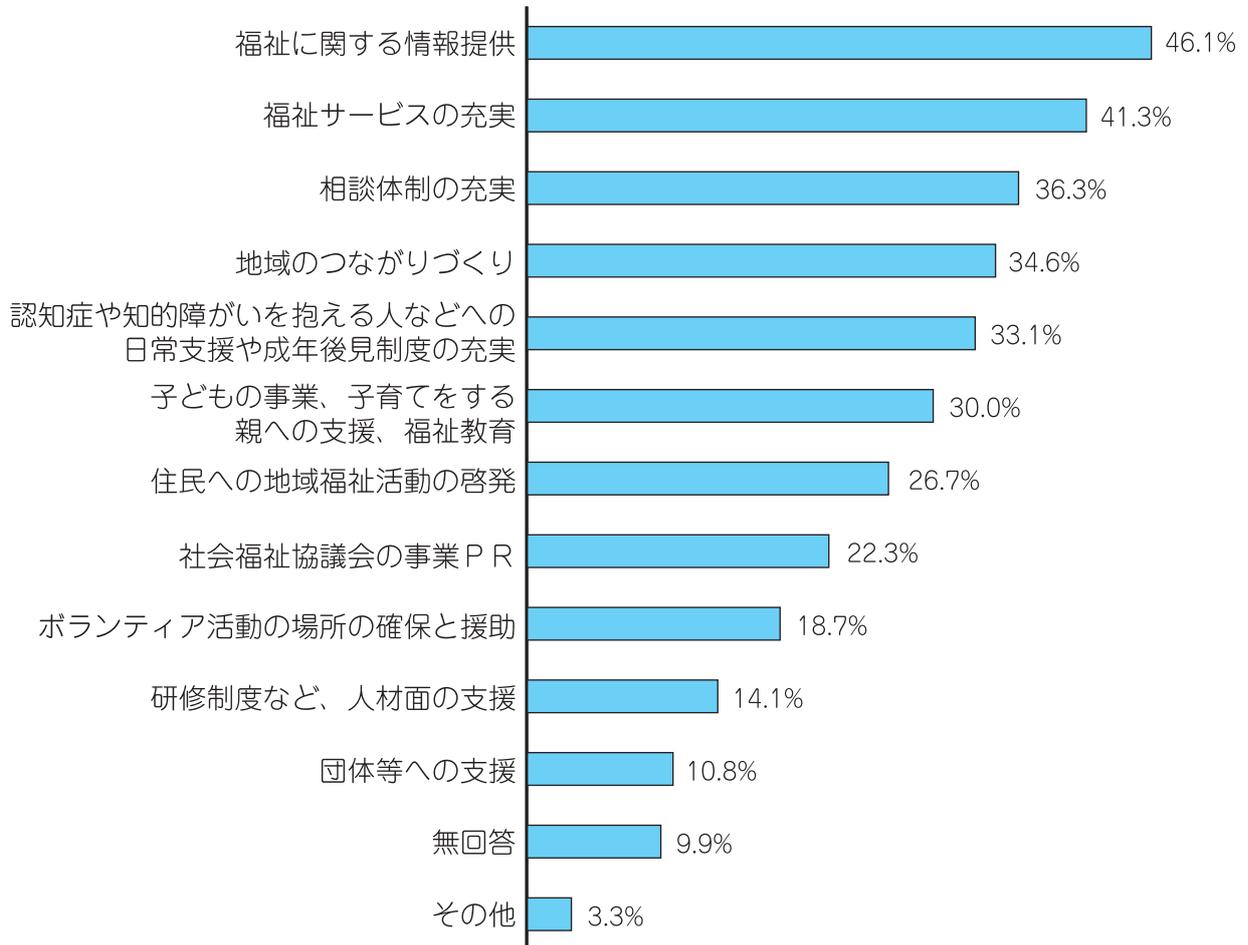
## ② 紫波町社会福祉協議会が行っている事業で、知っているものはありますか

紫波町社会福祉協議会の事業の中で1番認知されている項目は、「しわ社協だより発行事業」で86.1%、次に「歳末たすけあい募金事業」83.5%、「赤い羽根共同募金事業」83.2%、「訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）」75.3%、「居宅介護支援事業（ケアマネージャー）」69.9%となっています。



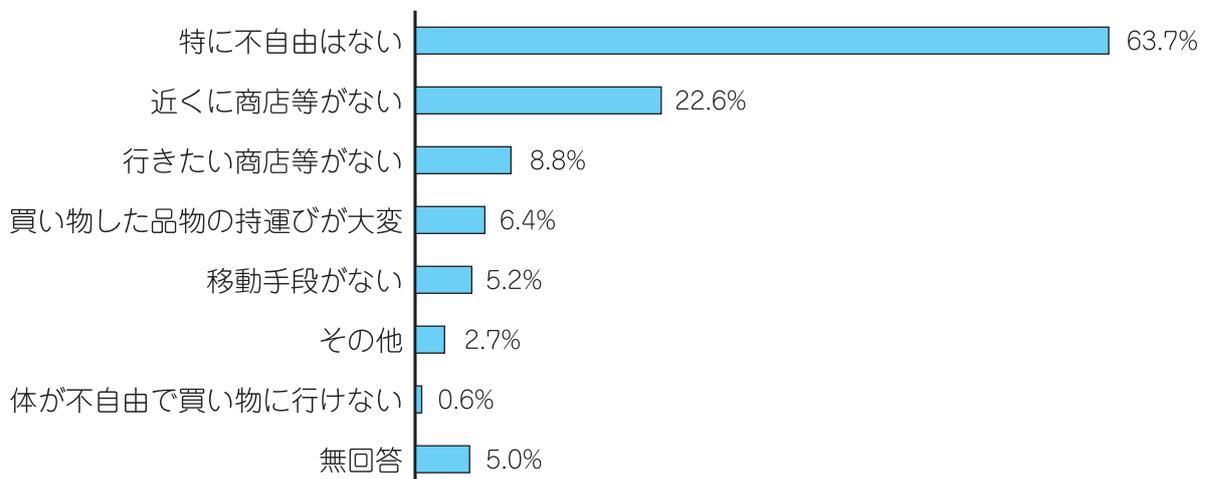
### ⑳ 紫波町社会福祉協議会に期待することはどのようなことですか

「福祉に関する情報提供」が46.1%と最も多く、「福祉サービスの充実」41.3%、「相談体制の充実」36.3%、「地域のつながりづくり」34.6%、「認知症や知的障がいを抱える人などへの日常支援や成年後見制度の充実」33.1%となっています。



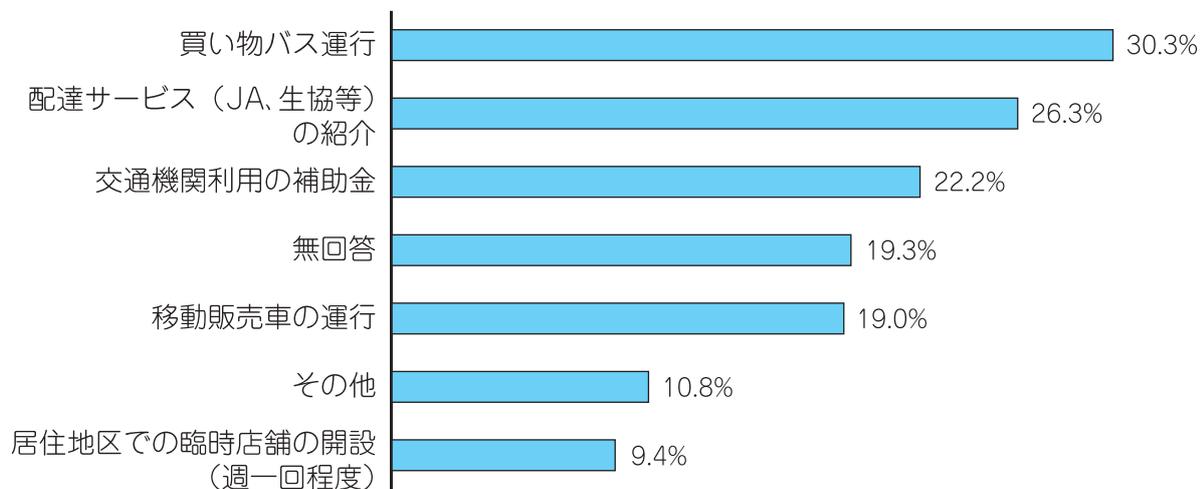
### ㉑ 買物の際に不自由なことは何ですか

「特に不自由はない」が63.7%と最も多く、次に「近くに商店等がない」22.6%、「行きたい商店等がない」8.8%となっています。



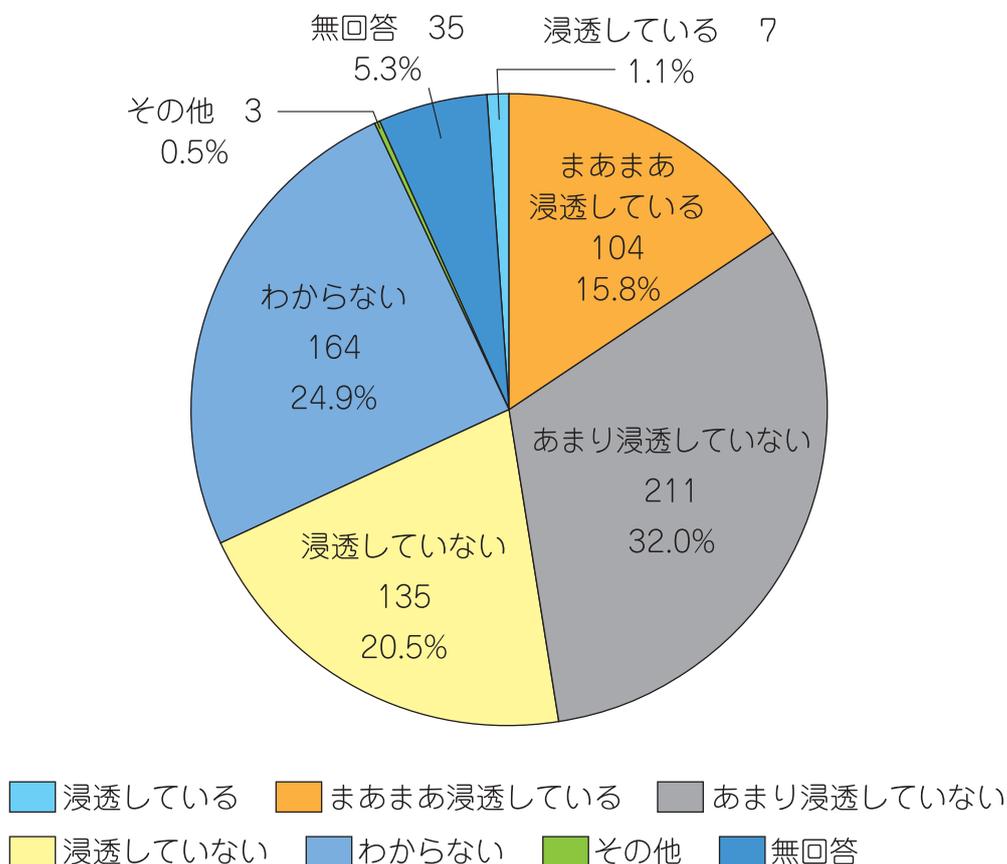
②⑤ 買物についてどのような取組みを望みますか

「買い物バス運行」が30.3%と最も多く、「配達サービス（JA・生協等）の紹介」26.3%、「交通機関利用の補助金」22.2%となっています。



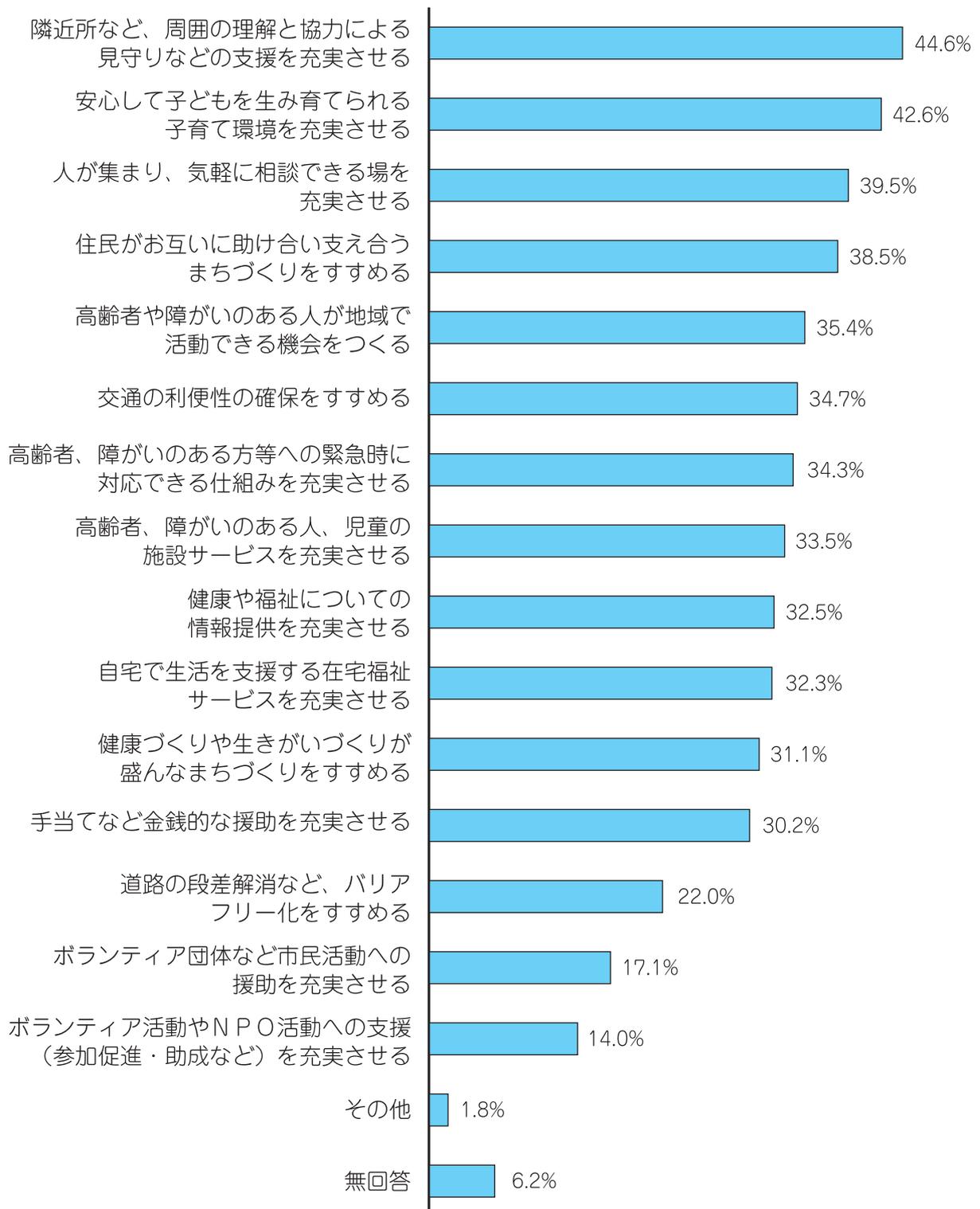
②⑥ 誰もが一人の人間として不自由なく地域で暮らすことの出来る（ノーマライゼーション）考え方が、地域に浸透していると思いますか

「あまり浸透していない」が32%と最も多く、次に「わからない」24.9%、「浸透していない」20.5%となっています。



## ⑳ 福祉施策で重要と考える取組みは何ですか

「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を充実させる」が44.6%と最も多く、次に「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」42.6%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」39.5%、「住民がお互いに助け合い、支え合うまちづくりをすすめる」38.5%、「高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる」35.4%、「交通の利便性の確保をすすめる」34.7%となっています。



## 2

# 紫波町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、住民の福祉課題に対し、地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、地域住民とともに福祉活動を展開していくため、紫波町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 この委員会は、紫波町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 委員は14名以内とし、次に掲げる者のうちから紫波町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域・福祉活動を行う者
- (2) 保健・福祉関係団体の者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他会長が必要と認める者

2 委員会には、会長が必要に応じオブザーバーを若干名委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員会に出席した委員への報酬は、社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程により支給する。

(作業委員会)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、作業委員会を設置することができる。

2 作業委員会の運営については、作業委員会で協議し決定する。

(守秘義務)

第9条 策定委員会に関わる者は、策定途中の経過で職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

## 3

## 紫波町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

## ● 策定委員

No	選出団体・役職名	氏名	備考
1	紫波町民生児童委員協議会会長	石 亀 孝 文	副委員長
2	紫波町生活部部長	鱒 沢 久 年	
3	紫波町民生児童委員協議会地区会長	細 川 玲 子	
4	社会福祉法人志和大樹会「百寿の郷」施設長	高 橋 恒 行	
5	人 権 擁 護 委 員	小笠原 久 子	
6	NPO法人 紫波さぷり代表	細 川 恵 子	委員長
7	紫波町老人クラブ連合会理事	中 村 利 隆	
8	紫波町身体障がい者福祉協会副会長	佐 藤 喜 一	
9	古館地区社会福祉協議会会長	菊 池 弘 士	
10	オ レ ン ジ の 会	侘 美 陽 子	
11	NPO法人 片寄こどもクラブ理事長	川 村 真 奈 美	
12	紫波町こども課課長	吉 田 真 理	
13	一 般 公 募	小笠原 悦 子	
14	一 般 公 募	小 岩 美 津 子	

● 任 期：平成29年7月26日から計画策定が終了する時まで

## 4

## 紫波町地域福祉活動計画作業委員会委員名簿

## ● 作業委員

No	部 門	役 職	氏 名
1	訪 問 介 護 事 業 所	所 長	藤 尾 美津江
2		訪 問 介 護 員	大 川 原 文 子
3		事 務 員	内 藤 かすみ
4	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	介 護 支 援 専 門 員	足 利 みどり
5		介 護 支 援 専 門 員	遠 藤 みゆき
6		介 護 支 援 専 門 員	渡 辺 亜 紀 子
7	ふれ愛交流館（通所デイサービス）	指 導 員	川 原 艶 子
8	虹 の 保 育 園	所 長	伊 藤 典 子
9		保 育 士	沓 掛 理 穂
10		保 育 士	中 野 ひとみ
11	け や き 学 園 （就労継続・生活介護事業）	施 設 長	鷹 觜 武 寿
12		主 任 職 業 指 導 員	高 橋 和 明
13		職 業 指 導 員	北 條 ひかる
14	さ く ら 製 作 所 （就労継続支援事業所）	施 設 長	成 海 鋭 昭
15		生 活 支 援 員	近 藤 奈 美
16		職 業 指 導 員	松 田 昌 教
17	紫波町役場町民福祉課福祉推進室	室 長	谷 地 恵 美 子
18		保 健 師	須 川 有 理 恵
19		主 事	金 子 裕 之
20	本 部 事 務 局	事 務 局 長	小 田 中 修 二
21		主 任 主 査	佐 藤 薫
22		主 任 主 査	作 山 文 浩
23		事 務 局 員	細 田 和 子
24		事 務 局 員	吉 岡 奈 緒 美
25		事 務 局 員	菅 波 久 美 子
26		事 務 局 員	村 松 敏 彦

## ● アドバイザー

No	所 属	役 職	氏 名
1	岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部	副 部 長	斉 藤 穰
2		コ ー デ ィ ネ ー タ ー	細 川 麻 里
3	雫石町社会福祉協議会	主 査	渡 邊 幸 子

## 5 策定までの流れ

### (1) 策定委員会の開催

回	開催期日	内容
第1回	平成29年7月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長の互選について</li> <li>・活動計画策定の概要について</li> <li>・活動計画策定に伴う収支予算について</li> <li>・活動計画策定に係るスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成29年9月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3グループにわかれてワークショップの開催</li> <li>・町の地域福祉計画をみて</li> <li>・現状はどうか</li> <li>・こんな計画書にしたい</li> </ul>
第3回	平成29年12月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3グループにわかれて素案に対してワークショップの開催</li> <li>・基本理念、基本目標について</li> <li>・各種実施計画について</li> <li>・年次計画について</li> </ul>
第4回	平成30年2月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画(原案)について</li> <li>・活動計画策定に伴う収支について</li> </ul>

### (2) 作業委員会の開催

回	開催期日	内容
第1回	平成29年7月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5グループにわかれてワークショップ</li> <li>・町の福祉の強みと弱み</li> </ul>
第2回	平成29年8月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5グループにわかれてワークショップ</li> <li>・推進したいこと、改善したいこと</li> </ul>
第3回	平成29年8月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5グループにわかれてワークショップ</li> <li>・取り組んでみたいこと</li> </ul>
第4回	平成30年1月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5グループにわかれてワークショップ</li> <li>・社協の現状と課題及び今後の方向性について</li> </ul>

### (3) 計画策定に係る研修会の開催

開催期日	内容
平成29年7月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉課題を目指す地域福祉活動計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県立大学社会福祉学部 教授 田中尚先生</li> </ul> </li> <li>● 策定済市町社協から事例発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課長 工藤和徳氏</li> <li>・雫石町社会福祉協議会 主査 渡邊幸子氏</li> </ul> </li> </ul>

(4) 計画策定にかかる各種委員会でのワークショップの様子



## 6

# 素案へのパブリック・コメント実施要領

### 1 募集の趣旨

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「紫波町地域福祉活動計画」の作成にあたり、広くその素案を公表し、町民からの意見を反映させることを目的に、パブリック・コメントを実施する。

### 2 パブリック・コメントの対象

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「紫波町地域福祉活動計画」（素案）とする。

### 3 周知方法

- (1) しわ社協だよりへの掲載
- (2) 紫波町役場及び紫波町社会福祉協議会ホームページ
- (3) 有線放送

### 4 計画の閲覧方法

- (1) 閲覧期間  
平成29年12月27日(水)から平成30年1月19日(金)まで
- (2) 閲覧場所
  - ①紫波町役場町民福祉課福祉推進室
  - ②紫波町役場長寿健康課高齢者支援室
  - ③紫波町総合福祉センター
  - ④けやき学園
  - ⑤さくら製作所
  - ⑥虹の保育園
  - ⑦ゆいっとサロン
  - ⑧紫波町役場及び紫波町社会福祉協議会ホームページ

### 5 意見募集期間

平成29年12月27日(水)から平成30年1月19日(金)まで  
※郵送の場合は、消印有効とする

### 6 意見の提出方法

意見について、任意様式にて住所、氏名、連絡先を記入の上、下記の方法により提出するものとする。

(1) 持参する場合

紫波町社会福祉協議会へ提出

(2) 郵送する場合

〒028-3304 紫波町二日町字古館356-1 紫波町社会福祉協議会宛

(3) ファックスで送信する場合

FAX：019-672-5039（紫波町社会福祉協議会）

## 7 意見の取り扱い

(1) 提出された意見は、「紫波町地域福祉活動計画」策定の参考とする。なお、提出された意見については、個人情報を除き、意見の概要及び紫波町社会福祉協議会の考え方を本要領に掲げた場所等で公表する。

(2) 提出された意見に対して、個別の回答はしない。

## 8 関係資料

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会「紫波町地域福祉活動計画」（素案）

## 9 問合せ先

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会

電話番号：019-672-3258

## 7

# 計画に出てくる言葉の解説

### 【あ行】

#### ●アウトリーチ

要援護者の日常生活の場（自宅など）に出向き、必要な情報やサービスを提供する活動であり、特に行政機関や地域福祉関連の機関において求められる機能である。また、地域の中で孤立した生活困難に直面している人々を見つけ出すことも意味する。いずれも、利用者の来訪をただ待つだけでなく、専門職が積極的に地域に出向く形態の支援方法です。

#### ●アドバイザー

自身が経験したことを踏まえて専門的な立場から意見を言う人を指します。

#### ●SOS

地域に住んでいる方の助けて欲しいという声と捉えています。

#### ●NPO

行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と総称します。

### 【か行】

#### ●ガイドブック

案内書、手引書と称しています。

#### ●学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に高校進学のための学習支援や居場所づくり、生活習慣の形成支援、親への養育支援を行うことで、包括的な支援を行う事業です。

#### ●家計相談

経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、家計表を用いて具体的にお金がどのくらい足りないのか、収入がいくらぐらいあれば生活が再生できるのかといった見える化していくことが特徴です。

#### ●キャップハンディ

不利な条件を意味する「ハンディキャップ」を反対にした造語で、立場を入替えて相手の立場になって考えてほしいという願いが込められています。

#### ●協働

住民活動主体の原則を前提に、公私の社会福祉及び保健・医療・教育・労働等の関係機関・団体、住民等の役割分担により計画的かつ総合的に活動を進める場合に用いられます。

## ● 共同募金配分金

社会福祉法に定められた全国規模で行われる民間福祉資金の募金活動を行い、その募金を社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に配分する募金です。

## ● 子ども食堂

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する民間の活動です。

## ● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助をとおして、地域と人とを結びつけたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティソーシャルワーク」を実践する専門職です。

## 【さ行】

## ● 災害ボランティアセンター

大規模災害の発生時に被災地等に設置され、ボランティア活動をしたい人と、支援を必要としている人をつなぐ。また、地域の状況に応じて、必要とされる支援や企画等を総合的に調整し、近年では社会福祉協議会に設置されます。

## ● 事業継続計画（BCP）

地震や大事故等の危機事案に備え、被害を最小限に抑え、必要な業務が継続できるよう、事前に定める計画のことです。

## ● 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として、社会福祉法に位置づけられ、全国の都道府県・市区町村に設置されている民間の社会福祉団体。通称「社協」と呼ばれ、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政の援助協力を得て、「地域住民みんなが安心して生活できるまちづくり」を目指して活動しているのが特徴です。

## ● 障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称です。

### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた手帳で、身体障がい者が健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるため、各種制度を利用する際に必要となります。

### 【療育手帳】

知的障害者福祉法に定められた手帳で、知的障がい児・者が一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けるために必要となります。

### 【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められた手帳です。

## ● 小地域ネットワーク

地区または自治公民館単位とする小地域で、地域で暮らす人々が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会を構築するために行う、自主的な活動のことを指します。

活動例として、高齢者や障がいのある方で支援を必要とする方々を対象に、地域住民の参加による見守りや声かけなどの支え合い、助け合い活動などがあります。

## ● 生活困窮者自立支援法

生活困窮者が抱える多様で複雑な問題について、その相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、支援の種類や内容等について支援計画を作成し、住居確保、家計相談支援、就労準備支援、子供の学習支援等を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律です。

## ● 生活支援コーディネーター

介護保険制度改正に伴い、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域支援事業により、市町村に生活支援コーディネーターの配置が義務付けられています。主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割が期待されています。

## ● 生活保護

生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて国が行う保護です。

## ● 総合相談窓口

様々な生活課題や悩みなどの相談に応じる相談窓口。経済的な問題だけでなく、家族の問題(介護やひきこもり)、相談者の健康の問題、仕事に就きたくても就けないなどの問題、生活困窮から脱却したいなど、状況に応じた相談窓口です。

## 【た行】

### ● 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

### ● 地域福祉

全ての人々が人間として尊厳を持ち、地域社会の一員として、豊かな生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政等、福祉関係者(機関)をはじめとする全ての者が協力し合い、地域社会の福祉課題の解決に取組み、支え合う地域社会を形成するための取組みや仕組みづくりを指します。

### ● 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく団体である社会福祉協議会が、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動を行うための行動計画です。

## ● 地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定に基づき、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「共に支え合う社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

## ● 地域力強化推進事業

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業です。

## ● 出前講座

社協職員やボランティアが現地（学校や企業、地域など）に出向き、実際に車椅子や白杖体験活動を行い、また福祉に関する情報提供を行っています。

## ● トータルガイド

総合的に案内することを指します。

## 【な行】

### ● ニーズ

欲求、要求、需要、必要とされるサービスを指すこともあります。

### ● ニッポン一億総活躍プラン

あらゆる場において誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指すための国の施策です。経済成長において非常に困難な状況である中、その根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組み、日本経済に更なる好循環を形成するため、経済施策のより一層の強化、子育て支援や社会保障の基盤を強化しながら新たな経済社会システムづくりです。

### ● ネットワーク

人や組織の、ある広がりを持ったつながりを指します。

### ● ノーマライゼーション

高齢者や障がい者、健常者が一緒に助け合いながら暮らしていく社会の在り方を指します。

## 【は行】

### ● パブリック・コメント

原案を事前に公表して町民から意見や情報提供を求め、フィードバックを行う制度。  
また、民意を反映させる仕組みとなっています。

### ● ひきこもり

仕事や学校に行かず、家族以外とほとんど交流せずに半年以上続けて自宅に閉じこもっている状態を指します。

### ● 貧困の連鎖

親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。家庭の所得差によって子どもの教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされています。

## ● フードバンク

賞味期限内で安全に食べることができる食料品のうち、容器の破損などで販売することができない食品を企業から提供してもらったり、また、生産者や地域住民から無償で提供していただいた食料品を、様々な理由から生活困窮となった人などに、無償で食料を提供する支援活動です。

## ● 福祉教育

すべての人が、かけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中で共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「共に生きる力」を育むことを目標とした教育です。

## ● ボランティア

自発性、無償性、公共性、先駆性など自ら進んで、人や社会のために尽くす（無償）行為。ボランティア活動とは自由意思による自発性に支えられた実践行為そのものであり、福祉社会づくりに積極的に取り組んでいく意図的、計画的な日常活動です。

## ● ボランティア協力校

町内の小中学校及び高校の児童生徒を対象とした社会福祉への理解と関心を高め、児童生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に、町内すべての小中高校（15校）をボランティア協力校として指定し、費用の助成を行っています。

## ● ボランティアコーディネーター

活動したい人と、求めている人を結びつけること。この役割を持つ人をボランティアコーディネーターと言います。コーディネーターは、「ボランティアと求める側との関係を調整する」、「活動希望者の相談にのり、活動が実現するように支援する」、「ボランティアと求める側双方の目的が合致するように調整する」等の役割を担っています。

## ● ホームヘルパー

正式には訪問介護員と呼びます。在宅の高齢者や障がい者宅を訪問し、介護サービスや家事援助サービスを提供します。利用者本人や家族への精神的ケアを行う他、家族に介護の技術的な指導を行うことも大切な仕事となっています。

## 【ま行】

### ● マップ

地域の要援護者（ひとり暮らし高齢者等支援を必要とする方）と主要な福祉資源（民生委員や福祉施設など）を地図上に記したもの。さらに、その要援護者が近隣住民とどのように関わりあっているかを線で結び、関係を地図上に表したものです。

## 【ら行】

### ● ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指します。

- レガシー

遺産、先人の遺物として称しています。

## 【わ行】

- ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法を指します。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が一般的に知られています。近年、住民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合に、ワークショップの手法がよく用いられ、まちづくりにおいて、地域に関わる様々な立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業として用いられています。

- 我が事・丸ごと

他人事を我が事として捉えて、深刻な状況にある人に対し自分たちで何かできないかと思える意識に変える働きかけ。また住民に身近な圏域で把握された相談（介護、子育て、障害、病気、住まい、就労、家計、孤立）を丸ごと受け止め、そして支える地域の持つ力と公的な支援体制が協働しながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- ワンストップ

ひとつの場所でさまざまな相談を受けられる体制を指します。



# 紫波町地域福祉活動計画

平成30年3月

---

発行・編集 社会福祉法人紫波町社会福祉協議会  
〒028-3304 岩手県紫波郡紫波町二日町字古館 356-1  
TEL : 019-672-3258  
FAX : 019-672-5039